

第3次

芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画

～安心と健康を地域が支える福祉のまち～



令和7年3月

芳賀町

芳賀町社会福祉協議会

安心と健康を地域が支える福祉のまちを目指して



近年、少子高齢化の進行とともに、核家族や単身世帯が増加しライフスタイルも多様化している中、地域のつながりが希薄化していると言われています。

そのような中、地域社会を取り巻く環境の変化により、引きこもりや支援拒否等による社会からの孤立、8050問題、ダブルケアやヤングケアラー等複合的な課題を抱えている方やその家族への支援が課題となっています。

本町では、令和6年3月に第7次芳賀町振興計画を策定し、「“住みやすい”まち」「“活気あふれる”まち」「“持続できる”まち」を3つの柱として、「スーパースマートタウン～幸せを実現できるまち～」を目指したまちづくりを進めています。

また、令和2年3月に第2次芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、住み慣れた地域で健康で安全・安心に暮らし続けられる地域共生社会の実現に向けて、各種施策を展開してまいりました。これまでの計画の方向性や基本理念の「安心と健康を地域が支える福祉のまち」を継承し、新たに第3次芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定いたしました。

本計画は、第7次芳賀町振興計画を踏まえて、「ともに考え、おもいに応える」「自分らしいい生活ができる」「次世代に笑顔をつなげる」の3つの基本目標を掲げ、すべての方が自分自身の望む生活を送り、安心して住み続けることができる社会を目指し、地域の支え合いによる共生のまちづくりを実現するため、包括的な支援体制を構築してまいります。

そして、芳賀町らしい地域共生社会の実現のため、町民の皆様、地域の関係団体の皆様とともに、本計画の着実な推進を図ってまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました計画策定委員及び検討部会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました関係各位の皆様に対し、心より厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

芳賀町長 大関 一雄

第3次地域福祉活動計画策定にあたって

だれもが自分らしく、いつまでも健康で安心した生活を住み慣れた地域で送りたいものです。以前は「お互い様」で助け合える地域社会でしたが、人口が減少し、家族や地域のつながりが薄れ、社会の仕組みが変わってしまいました。時代の変化に対応した地域福祉の推進が求められています。

その一つが「地域共生社会」の実現です。これは、「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と地域、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく社会を目指すものです。

本会は地域福祉を推進する機関として、地域共生社会を実現するために、令和2年3月第2次地域福祉活動計画を策定しました。様々な事業を町、町民の皆様、自治会、民生委員児童委員、各種事業所・団体の皆様及びボランティア等たくさんの方々のご支援、ご協力を得ながら実施してきたところです。

この度、第2次地域福祉活動計画を継承しつつ第7次芳賀町振興計画を踏まえて、「第3次地域福祉活動計画」を策定しました。「芳賀町に住んでいてよかった」と町民の皆様と実感できるよう、町との連携を強化し、さらなる地域福祉の向上に努めてまいります。計画の推進にあたり、町民の皆様や関係各位におかれましては、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画策定にあたり、多くの会合を重ねた策定委員会及び検討部会の皆様のご尽力と、地域生活者としてご意見の集約にご協力くださったボランティアの皆様や関係各位に感謝申し上げます。



令和7年3月

芳賀町社会福祉協議会 会長 綱川 文世

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の背景	2
2.	計画策定の趣旨	4
3.	地域福祉計画と地域福祉活動計画	5
4.	計画の位置づけ	6
5.	計画の期間	7
6.	計画の策定体制	8
第2章	芳賀町を取り巻く現況と課題	9
1.	芳賀町の概況	10
2.	地域福祉を取り巻く現状	11
3.	地域福祉に関する町民意識調査について	30
4.	現状と課題のまとめ	43
第3章	計画の基本理念、基本目標と各種施策の展開	49
1.	計画の基本理念、基本目標および施策の体系	50
2.	目標達成に向けた施策と活動内容	51
2-1	ともに考え、おもいに応える	51
2-2	自分らしいくらしができる	54
2-3	次世代に笑顔をつなげる	59
第4章	計画の推進に向けて	63
1.	計画の推進体制	64
2.	計画の進捗管理・評価	65
第5章	資料編	67

第 1 章

計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

日本には「困ったときにはお互い様」という考え方が根付いており、冠婚葬祭や年中行事にいたるまで、ご近所同士で助け合ってきた歴史があります。しかし、近年は少子高齢化や人口減少、核家族化などを受けて人間関係が薄れ、助け合い機能が低下しています。

この助け合いの一部は社会保障制度が担うこととなり、高齢者、障がい者、児童などの対象者ごとに、整備が図られてきました。しかし、対象者ごとに整備されてきた社会保障制度単体では解決できない課題が見受けられるようになりました。経済的には豊かな社会になってきましたが、他方で、個人が抱える生きづらさや問題が複雑化かつ複合化しています。

このような社会や生活の変化をふまえ、かつての助け合いやつながりを再構築し、だれもが役割をもち、認め合い、支え合うことで、その人らしい生活を送ることができるような社会が求められてきています。制度や分野を問わず、地域住民や関係団体などが主体となって、新たな地域のつながりをつくるのが「地域共生社会」です。



■ 出典：厚生労働省

厚生労働省は、地域共生社会の実現のために、平成 30 年 4 月社会福祉法等の一部を改正しました。

主な改正点は、高齢の親と自立困難な中高年の子が同居する 8050 問題、18 歳未満の子どもが家族の介護や世話を行うヤングケアラー問題、家族や夫婦間の DV と子どもへの虐待問題など、複数の深刻な課題を抱える家族に寄り添い、包括的に支援しようとする制度を設けたことです。

これまでは分野ごとでの縦割りだったため、相談時にたらい回しにされたり、どこに相談して良いかわからない、相談先がないなどの問題がありました。そこで、どんな相談もワンストップで受ける「断らない」窓口の設置や、継続して寄り添う伴走型支援などの包括的な支援体制の構築を、市町村が主導して目指すことになりました。

さらに、市町村の責務として、従来は策定が任意だった「市町村地域福祉計画の策定」が努力義務化されました。

芳賀町では、平成 27 年 3 月に「第 1 次芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、令和 2 年 3 月に「第 2 次芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しています。

改正社会福祉法の概要
(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定
地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

■ 出典：厚生労働省

2. 計画策定の趣旨

「第2次芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定中の令和元年12月、中国で初の新型コロナウイルス感染者が報告されました。わずか数か月で世界的な大流行となり、日本も感染の波に襲われました。人々の社会活動が制限され、経済の停滞や困窮世帯の増加に加え、人と人との交流の機会が減り、地域のつながりはますます希薄化し、社会福祉問題は深刻化しました。

この新型コロナウイルス感染症の大流行の期間は「第2次芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の期間と重なり、新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から計画通りに施策を実施することは難しい状況となりました。新型コロナウイルス感染症が沈静化した現時点においても、深刻化した問題は解決されずに残っています。

令和6年3月、芳賀町は、子どもから高齢者まで、誰もが安心して快適に暮らすことができ、多様な幸せを実現できるまちを目指して第7次芳賀町振興計画「スーパースマートタウン～幸せを実現できるまち～」を策定しました。

この第7次芳賀町振興計画を踏まえつつ、住み慣れた地域で健康で安全・安心に暮らし続けられる「地域共生社会」の実現に向けて、各分野と連携しながら、「第3次芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。



策定委員会

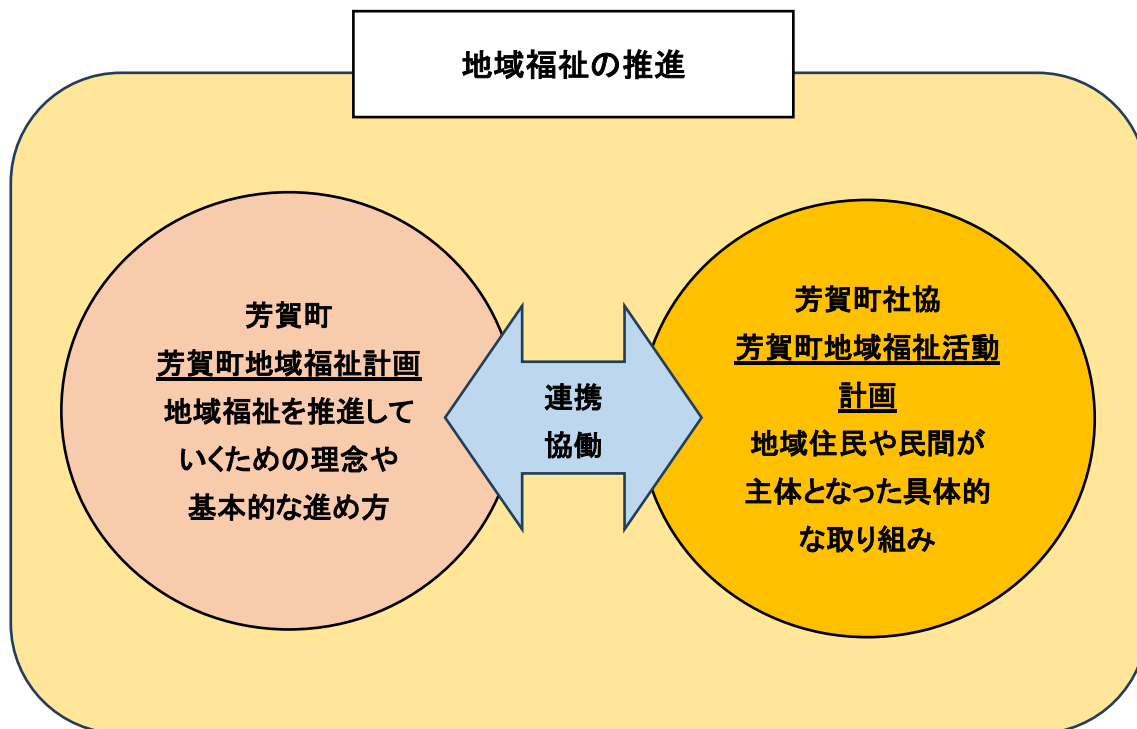
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉とは、年齢や障がいの有無に関わらず個人が人として尊厳を持って家庭や地域の中で、その人らしい安心した生活が送れるよう、行政、地域、団体などが協力して「支え合うしくみ」のことを言います。

地域福祉計画は、行政の福祉サービス（公助）とともに、町民一人ひとりの力（自助）や、地域住民同士の助け合い（共助）がうまく機能し連動することや、芳賀町に暮らす人たちが、関係機関の支えや社会資源と一緒に、自分たちの手で暮らしやすいまちにするための「理念」と「しくみ」をつくる計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や住民組織、ボランティア団体、NPOなどの民間団体による福祉活動の具体的な取り組みを定める行動計画です。

■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の役割



4. 計画の位置づけ

本計画における「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。また、第7次芳賀町振興計画の保健医療福祉分野を推進するための計画となります。

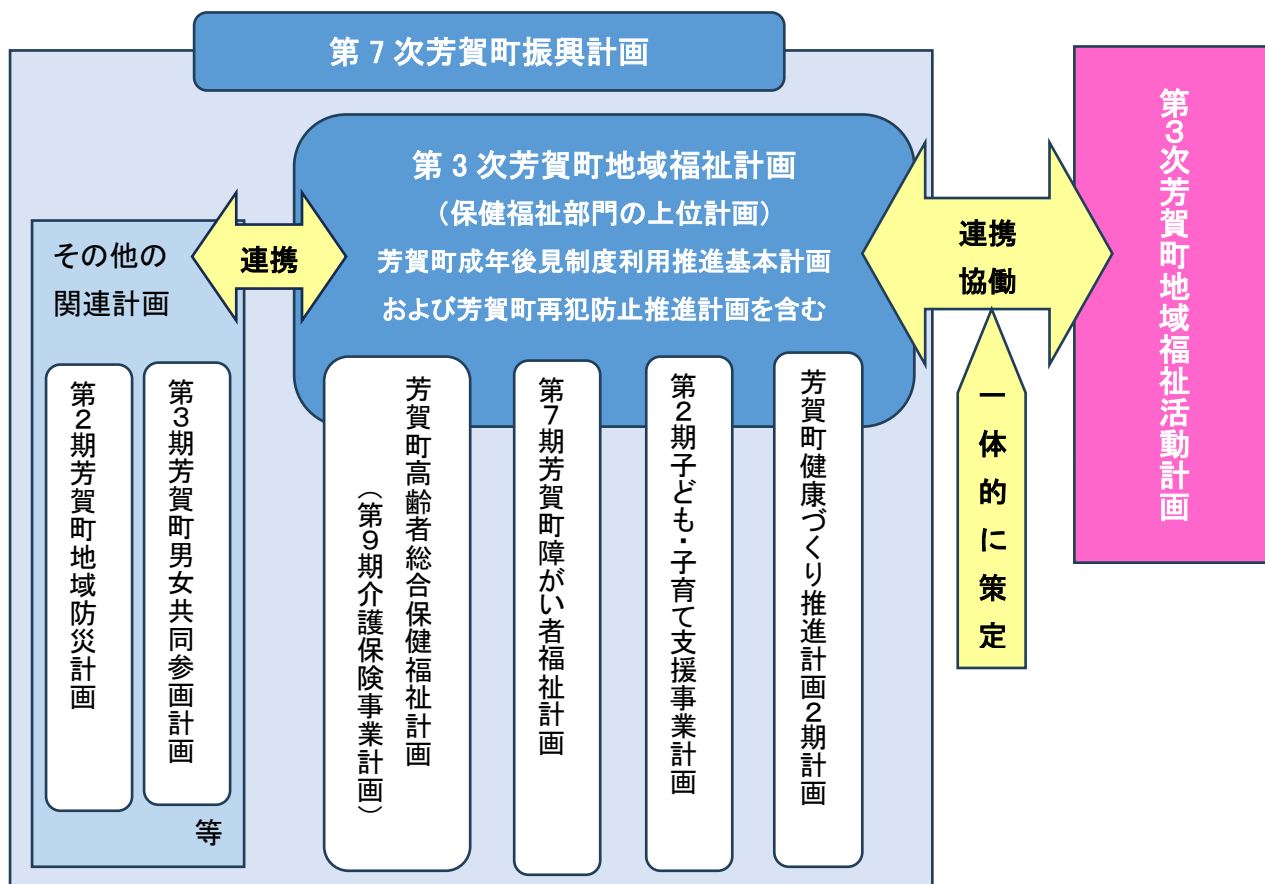
更に、分野別の計画である「高齢者総合保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康づくり推進計画」と整合及び連携を図りながら、地域福祉を総合的に推進するための計画として策定しています。

また、本計画における「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に規定された社会福祉協議会が地域福祉を実践するための計画となります。

本町においては、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の目的が、『地域福祉の推進』と同一であることから、それぞれの役割を明確にしながらも、課題や施策の共有など一体となって取り組む必要があります。

そこで、同一の策定委員会・検討部会において協議を行い、一体的な計画として「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

■ 関連諸計画との関係図



5. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間の計画とします。また、計画の進行管理を行い、必要に応じて内容の見直しを行います。

■ 本計画及び他計画の期間

計画名	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	
町振興計画	基本構想											
	基本計画（前期）			（中期）				（後期）				
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第 3 次計画					第 4 次計画						
高齢者総合保健福祉計画 （介護保険事業計画）	第 9 期計画		第 1 0 期計画									
子ども・子育て 支援事業計画	第 3 期 計画	子ども計画 第 1 期計画										
障がい者福祉計画	第 7 期計画		第 8 期計画									
健康づくり推進計画	第 2 期計画			第 3 期計画								

6. 計画の策定体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、公民共同による計画策定が重要であるため、町と地域福祉の推進役である社会福祉協議会が連携して策定作業を進めました。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の一体的な策定、また地域福祉に関わる様々な分野からの意見を計画に反映するため、「芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」及び「検討部会」を設置しました。

また、町民意見については、意識調査やパブリックコメントの実施により広く意見や要望などを集約しました。

（１）策定委員会

策定委員会は、町、学識経験者、福祉関係事業者、町民団体などの代表者 14 名で構成されています。検討部会の協議結果や各種調査の結果などに基づき、町の現状に則した計画となるよう協議を行いました。

（２）検討部会

検討部会は、町、ボランティア団体や保護者などの代表者、公募委員を含む 27 名で構成され、「ともに考え、おもいに応える」「自分らしいくらしができる」「次世代に笑顔をつなげる」の 3 つの部会に分かれて地域福祉に関する課題について検討を行い、計画素案の策定・検討を行いました。

（３）地域福祉に関する町民意識調査の実施

地域福祉に関する町民の意識や要望・意見などを把握し、計画を策定する際の基礎資料とするために、各種調査やアンケートの結果を活用しました。詳しくは、第 2 章 3. 地域福祉に関する町民意識調査についてをご覧ください。

（４）パブリックコメントの実施

より多くの町民の皆様からのご意見を反映させるため、令和 7 年 2 月 10 日から令和 7 年 3 月 12 日まで、パブリックコメントを実施しました。

第 2 章

芳賀町を取り巻く現況と課題

1. 芳賀町の概況

芳賀町は、栃木県の南東部に位置する、総面積 70.16 平方キロメートルの町で、西側は宇都宮市に隣接しています。東側は市貝町、そして南側は真岡市、北側は塩谷郡高根沢町に接しています。

地形は、東部はなだらかな丘陵で形成されており、その西側に稲毛田台地、祖母井台地があります。中央部は五行川と野元川沿いに低地が広がり、西部には河岸段丘により形成された台地があります。

道路は、国道 123 号と主要地方道宇都宮茂木線のバイパスが横断しており、JR 宇都宮駅や北関東自動車道へのアクセスが良好となっています。

令和 5 年には L R T が開通し、公共交通の充実が図られ、更なる町の活性化、発展が期待されています。

■ 芳賀町の概況



2. 地域福祉を取り巻く現状

ここでは、芳賀町の社会資源と統計情報や各種調査の結果から町の状況について説明します。

(1) 社会資源

芳賀町にある地域づくりや地域福祉を支える社会資源の主なものを取りあげます。

① 芳賀町社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に規定された「地域福祉の推進を図ること」を目的に、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」をめざしたさまざまな活動を行なっています。

誰もが安心して生活できるまちづくり

- 心配ごと・法律・引きこもり相談、介護など各種福祉相談
- 権利擁護センターの運営
- 日常生活自立支援事業「あすてらす」
- 福祉機器・車両の無料貸出
- 社協だよりの発行

互いを認め育てあうまちづくり

- ボランティアセンターはがの運営
- ボランティア養成講座や研修会の開催
- 地域や学校での福祉講座
- 芳賀チャンネル「ふくしの部屋」の放映
- ふれあいふくしまつりの開催
- 福祉団体活動支援
- 学童保育事業

地域のつながりがあるまちづくり

- 子どもや家族が安心できる「にっこり広場」
- 生きづらさを抱えた方の「あすなるCafé」「やすらぎCafé」
- その他地域の居場所を支援
- 災害支援体制づくり

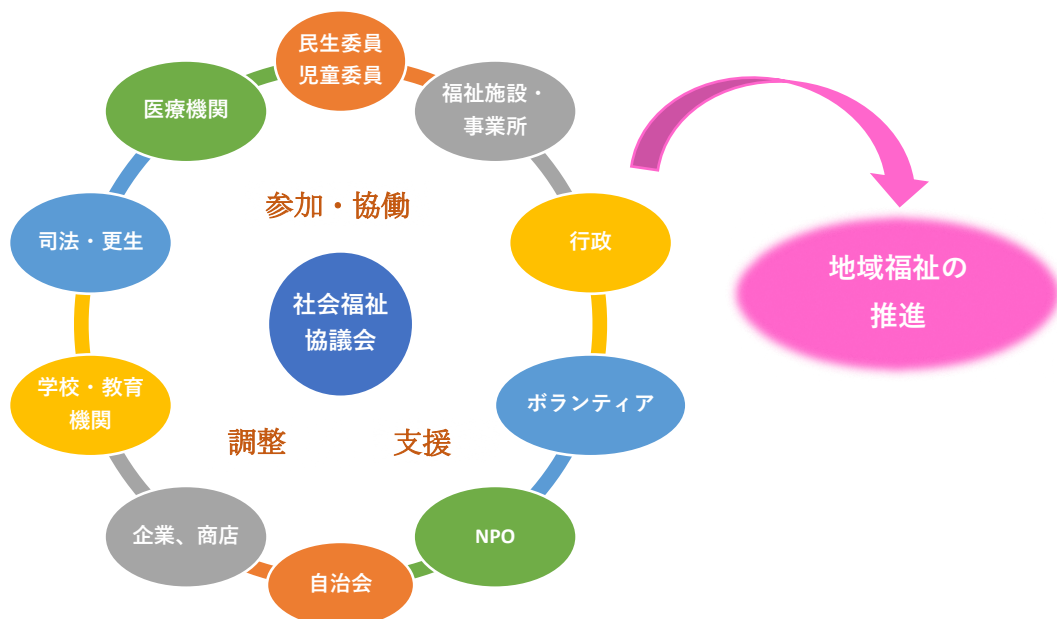
社会的な支援を必要としている人への支援

- 福祉金庫貸付事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 見守りが必要な高齢者等への弁当配布
- フードバンク事業

介護保険事業および障害福祉サービス

- 訪問介護、居宅介護支援
- 障がい者への訪問介護、相談支援

■ 関係機関・団体



② 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱されており、社会奉仕の精神を大切にし、住民の立場で相談に応じており、誰もが尊厳を持ってその人らしい生き方ができるよう支援活動を行っています。

それぞれ担当地区が決められており、その地区ごとにひとり暮らし高齢者の訪問活動や福祉サービスの情報提供などの活動を通して住民生活を支援する一方、行政機関の業務に協力するなどの活動を行っています。

■ 民生委員・児童委員数（令和6年12月現在）

地区	人数
祖母井地区	13 人
南高地区	11 人
水橋地区	10 人
主任児童委員	2 人

③ 自治会連合会

町内には 14 自治会があり、それぞれに自治会長がいます。そして、町全体として自治会連合会が組織されています。各自治会では、防災訓練・世代間交流事業・敬老祭・見守り事業等多くの事業を行い、地域づくりの中心となって活動しています。

④ 地域公民館連絡協議会

町には、100 館の公民館があり、公民館ごとに独自の地域活動を行っています。

⑤ ボランティア団体

社会福祉協議会が運営する「ボランティアセンターはが」では、ボランティア団体の登録をしています。

■ ボランティア登録者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
団体	23	27	26	27	26	29
人数	500	506	522	511	453	451

■ ボランティア団体名

1 調理ボランティア	16 ユースボランティアつむぎ
2 配食ボランティア	17 あすなろ Café
3 運転ボランティア	18 にっこり広場
4 お話し相手ボランティア	19 芳賀町更生保護女性会
5 芳賀町赤十字奉仕団	20 上延生居場所づくり協力隊
6 小物づくりボランティアあじさいの会	21 稲毛田地域の居場所ひだまり
7 芳賀町民謡連合会	22 ひまわりひろば
8 コールひばり	23 蕎麦ランチかめのこ世話人会
9 大正琴カトリア会	24 スクールサポーター芳賀北
10 芳賀町ほがらかマジック	25 カラフル
11 鳳麟雅楽会	26 みなみの会 にじ
12 芳賀オカリナ	27 芳賀中お掃除応援隊
13 プルメリアの会	28 芳賀中リユースめぐり
14 赤とんぼ	29 はがみなみリユースつなぐ
15 HAGALELE CLUB	

⑥ NPO 法人

芳賀町に事務所を有する NPO 法人は、令和 6 年 4 月 1 日現在で 6 法人あり、保健・医療・福祉・社会教育・子どもの健全育成などの分野で活動をしています。

■ NPO 法人名

1	ロマンいちば	4	あっと・ほーむ
2	栃木子ども未来塾	5	フォスタープログラム国際基金
3	科学オリンピック教室	6	H i n a t a

⑦ 福祉施設・事業所

■ 町内の福祉施設（令和6年4月1日現在）

施設分類		施設数
高齢者福祉施設		6
障がい者福祉施設		8
児童福祉施設	認定こども園	2
	保育園	3
	学童保育	3
	子ども第三の居場所	1

■ 社会福祉施設・事業所名

	事業所名	サービス内容
高 齢 者 福 祉 事 業 所	而今荘	特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ、訪問介護、居宅介護支援
	はがの杜	特別養護老人ホーム、ショートステイ
	芳賀ケアセンターそよ風	デイサービス、ショートステイ、居宅介護支援
	はが介護サービス	共生型デイサービス、ショートステイ、居宅介護支援
	芳賀町社会福祉協議会	訪問介護、居宅介護支援
	みささかん	小規模多機能型居宅介護 グループホーム
障 が い 者 福 祉 事 業 所	ふれんど芳賀	グループホーム
	けやき作業所	生活介護、就労継続支援B型
	第2 けやき作業所	就労移行支援、就労継続支援B型
	ミライエ	就労継続支援A型
	芳賀町社会福祉協議会	相談支援、居宅介護
	けやきハイツ	グループホーム
	ホーム秋桜	グループホーム
	コーボ峰	グループホーム
業 所	ホームひまわり	グループホーム
	地域活動支援センター「ほっとCHA」	地域生活支援

児童福祉事業所	祖母井保育園	幼児保育
	みずはし保育園	幼児保育
	第三ミドリ保育園	幼児保育
	認定ひばりこども園	幼児保育＋幼児教育
	認定こども園のぶ幼稚園	幼児保育＋幼児教育
	なかよしクラブ	学童保育
	おひさまクラブ	学童保育
	あおぞらクラブ	学童保育
	ひより	子ども第三の居場所

⑧ 芳賀町地域包括支援センター

芳賀町の高齢者の皆様が、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるように、総合的に支援するところです。第1号介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）、総合相談支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等、様々な事業を実施しています。

⑨ こども家庭センター「にこっと」

保健師やこども家庭支援員等が中心となって、妊娠・出産・子育てに関する相談や支援を一体的に行っています。妊産婦やこども、保護者の方が抱える不安や悩みに寄り添い、母子保健と児童福祉の連携を密にし、必要とするサポートやサービスを提供することで、子育て世帯と子どもの健やかな成長を応援する事業を実施しています。



学童保育（あおぞらクラブ）

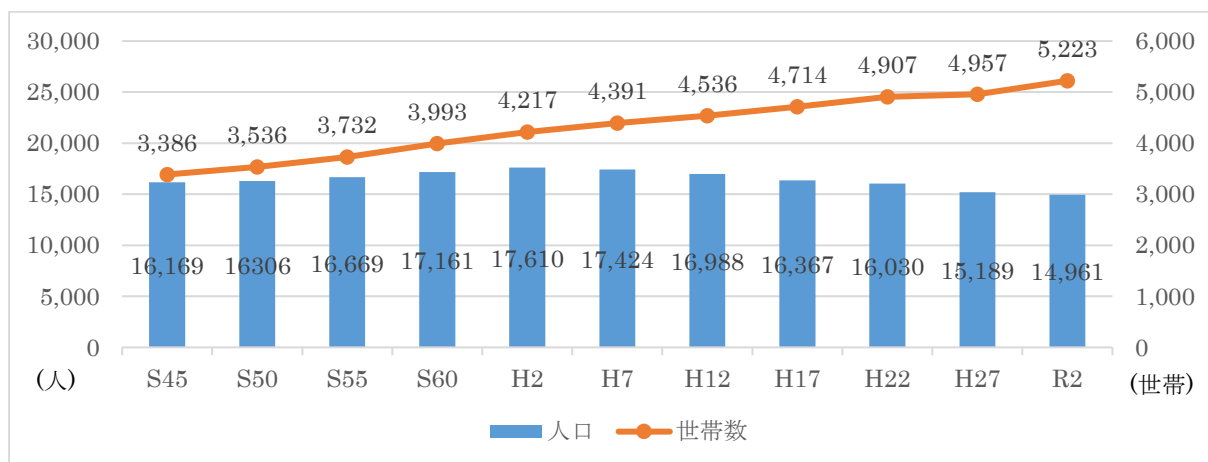
(2) 人口や世帯の状況

国勢調査からの統計を中心に人口や世帯の状況を説明します。

① 人口及び世帯数の推移

令和2年の国勢調査による本町の人口は、14,961人で平成2年をピークに減少していますが、世帯数については、年々増加しています。

■ 人口と世帯数の推移(各年10月1日現在)

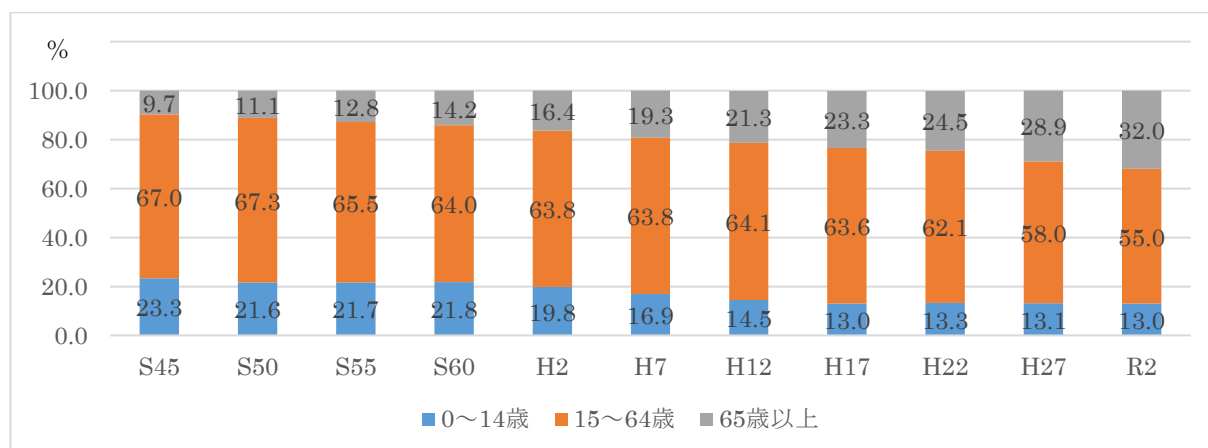


■ 出典：国勢調査

② 年齢区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口の推移を見ると、徐々に65歳以上の高齢者人口が増加しており、平成7年には、高齢者の人口が14歳以下の年少人口を超え、その後も少子高齢化がますます進んでいます。

■ 年齢3区分別人口割合の推移(各年10月1日現在)



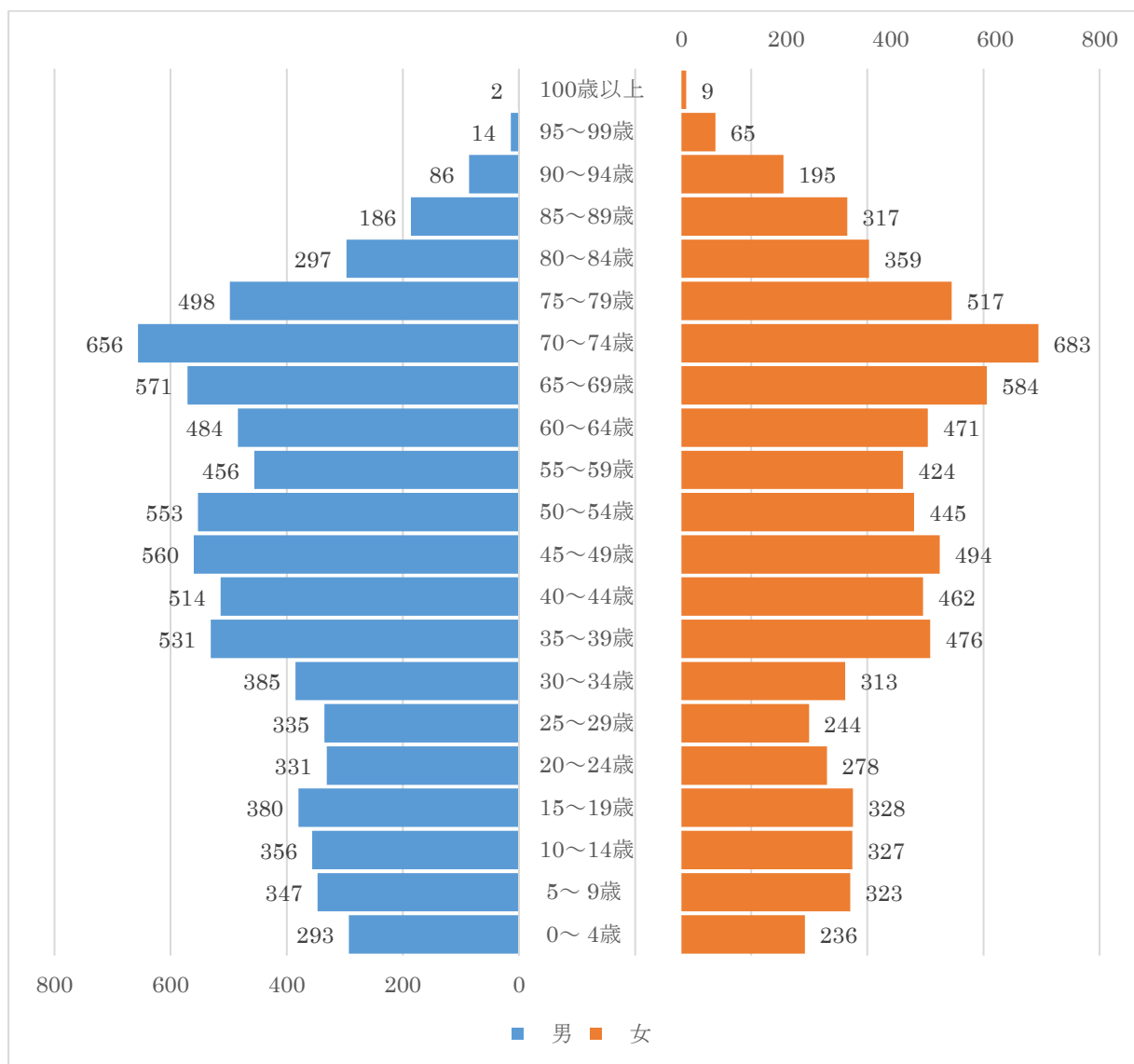
■ 出典：国勢調査

③ 人口ピラミッド

芳賀町の人口ピラミッドを見てみると、少子高齢化社会を表すつぼ型に近い形になっています。

年代別では、70～74歳の人口が最も多く、次いで65～69歳、45～49歳となっており、0～4歳、20代が少ない状況です。

■ 人口ピラミッド(令和6年4月30日現在)

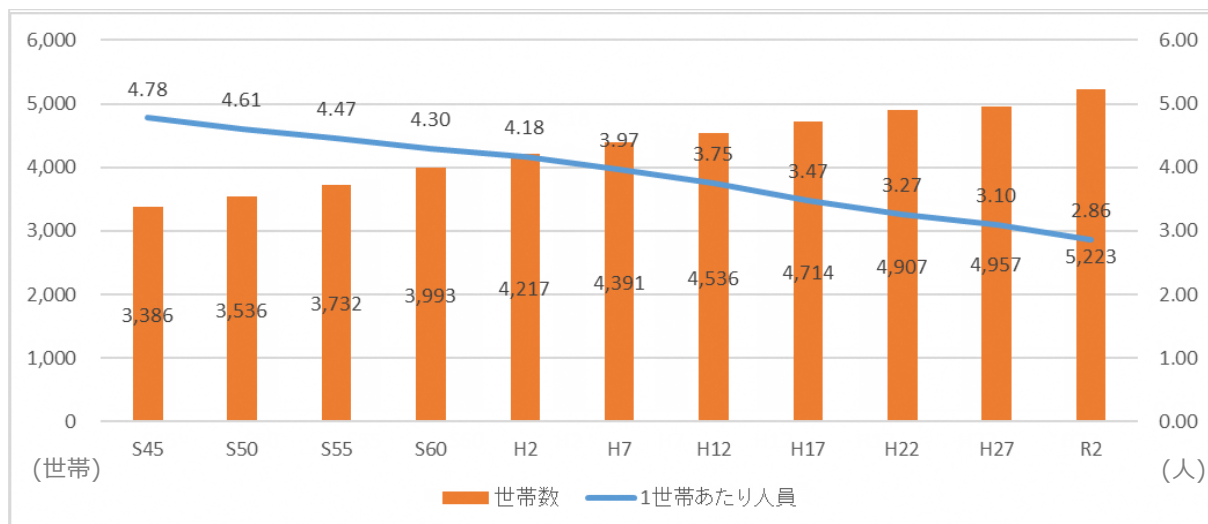


■ 出典：住民基本台帳

④ 世帯数と1世帯あたり人員の推移

令和2年の国勢調査による総世帯数は5,223世帯で、1世帯あたりの世帯人員は約2.86人となりました。世帯数の増加に伴って世帯人員が減少する傾向が続いています。

■ 平均世帯人員の推移（各年10月1日現在）



■ 出典：国勢調査

⑤ 世帯の家族類別構成

世帯の家族類別構成をみると、令和2年の国勢調査では、「核家族世帯」が3,134世帯で、一般世帯数の60%を占めています。核家族世帯の内訳は、「夫婦と子ども」が1,507世帯で最も多く、次いで「夫婦のみ」の世帯が1,083世帯、「男親と子ども」と「女親と子ども」を合わせたひとり親世帯は、544世帯で核家族世帯の17.3%を占めています。

■ 世帯家族類型別一般世帯数の状況(令和2年10月1日現在)

総世帯数	一般世帯数	親族のみの世帯						非親族を含む世帯	単独世帯	不詳	(再掲) 3世代世帯
		核家族世帯					核家族以外の世帯				
		計	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども					
5,230	5,223	3,134	1,083	1,507	106	438	1,038	40	1,002	9	719

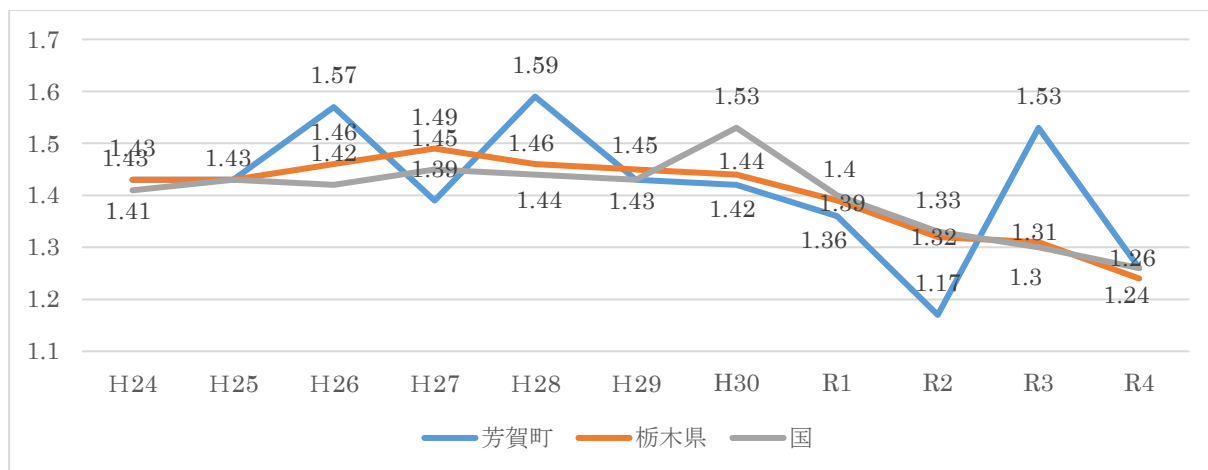
※総世帯数は、一般世帯に施設等の世帯数を加えた数となります。

■ 出典：国勢調査

⑥ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率はばらつきがありますが、令和 4 年は 1.26 となっており、栃木県 1.24 国 1.26 に近い出生率となっています。

■ 合計特殊出生率の推移

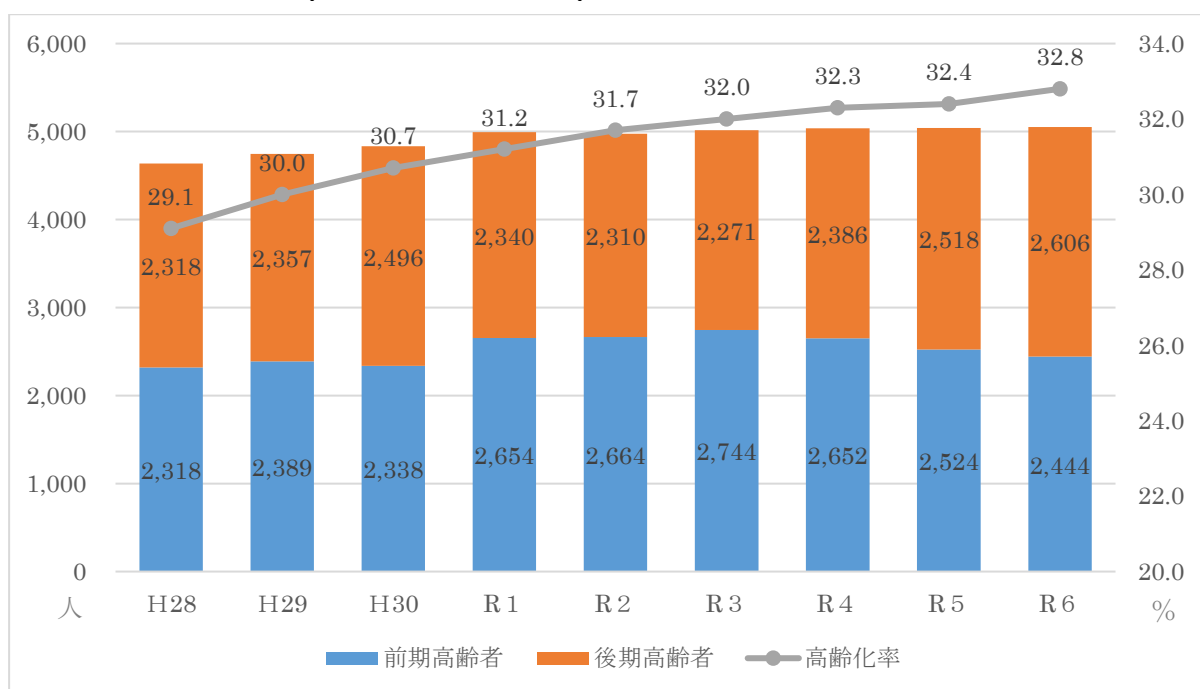


■ 出典：栃木県保険統計年報

⑦ 高齢者人口と構成比

高齢者人口は、増加傾向が続いており、令和 6 年 10 月 1 日現在では、前期高齢者が 2,444 人、後期高齢者が 2,606 人となっています。高齢化率も近年急速に伸びており、32.8%となっています。

■ 高齢者人口の推移(各年 10 月 1 日現在)



■ 出典：住民基本台帳

⑧ 高齢者世帯数の推移

令和2年10月1日現在の一般世帯総数は5,223世帯で、そのうち65歳以上の高齢者がいる世帯は3,047世帯で、一般世帯総数の58.3%を占めています。栃木県、全国と比較すると、栃木県を13.9%、全国を17.6%上回っています。

高齢者がいる世帯のうち、高齢夫婦世帯は636世帯、高齢独居世帯は517世帯で、一般世帯総数に占める割合は、それぞれ8.8%、8.7%となっています。栃木県、全国と比較すると、それぞれ下回っています。平成22年から令和2年の10年間の推移を見ると、それぞれの構成比は上昇しています。

■ 高齢者がいる世帯の推移(各年10月1日現在)

		芳賀町			栃木県	全国
		H22	H27	R2	R2	R2
高齢者がいる世帯	実数	2,615	2,856	3,047	353,473	22,655,031
	構成比	53.3	57.7	58.3	44.4	40.7
高齢夫婦世帯	実数	333	437	686	179,532	12,678,875
	構成比	6.8	8.8	13.1	22.6	22.8
高齢独居世帯	実数	265	430	517	85,355	6,716,806
	構成比	5.4	8.7	9.8	10.7	12.1
一般世帯総数	実数	4,904	4,950	5,223	795,449	55,704,949

■出典：国勢調査



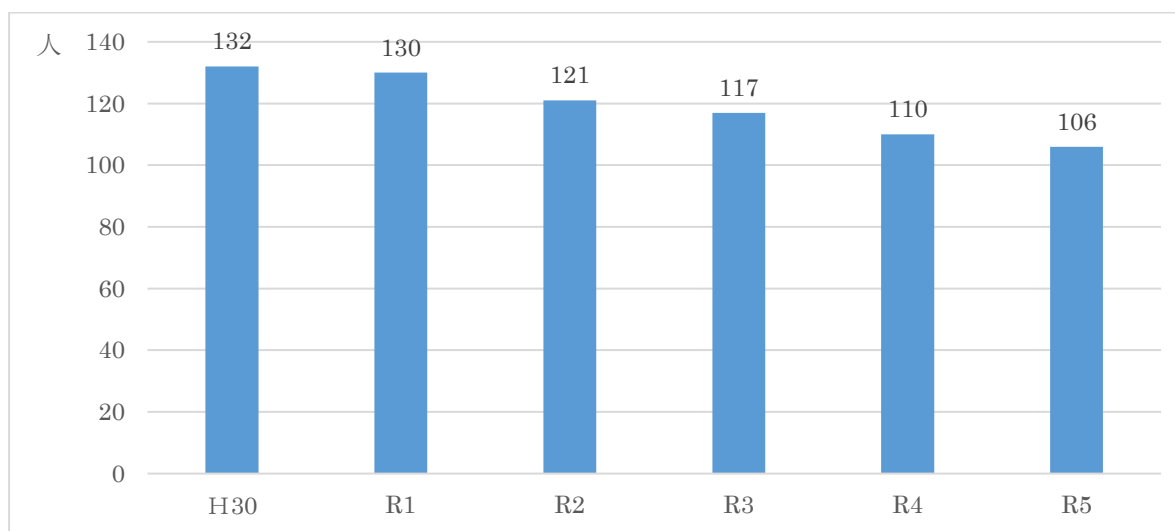
シニアクラブ（ペタンク大会）

(3) 支援を必要とする町民の状況

① 児童扶養手当受給世帯の推移

児童扶養手当の受給資格者数は、令和元年度から徐々に減少傾向にあり、令和5年度には106人となっています。

■ 児童扶養手当受給資格者数の推移（各年12月31日現在）

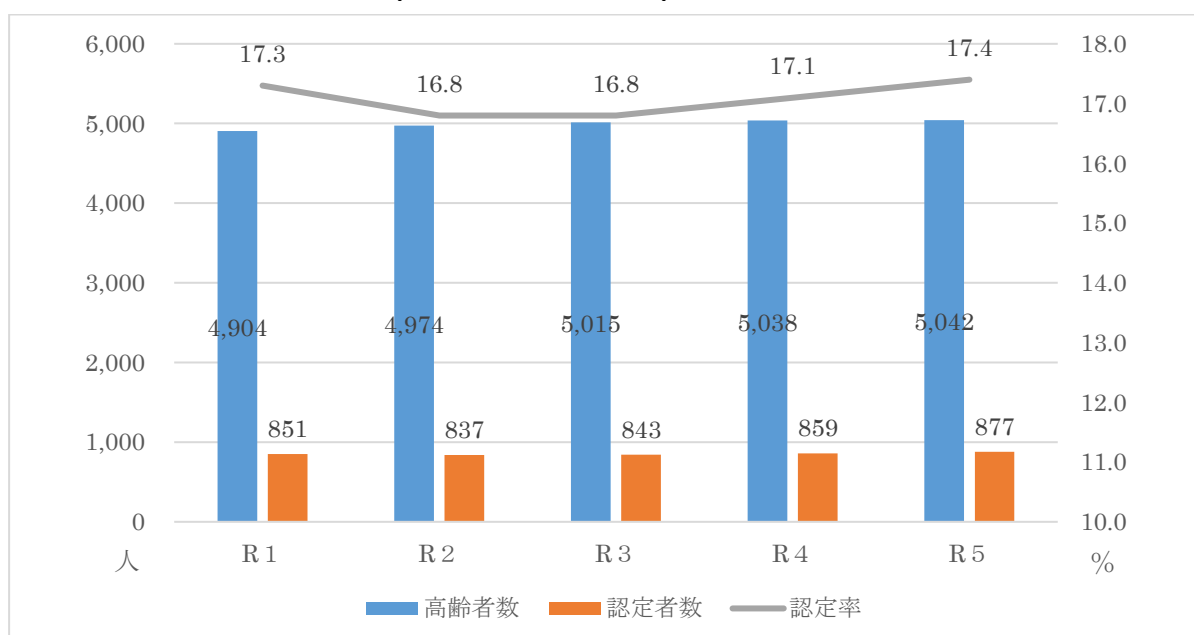


■ 出典：子育て支援課

② 介護保険認定者数の推移

介護保険認定者数は、高齢者の増加に伴って、増加傾向にあり、令和5年9月30日現在で877人、認定率は17.4%となっています。

■ 介護保険認定者数の推移(各年9月30日現在)

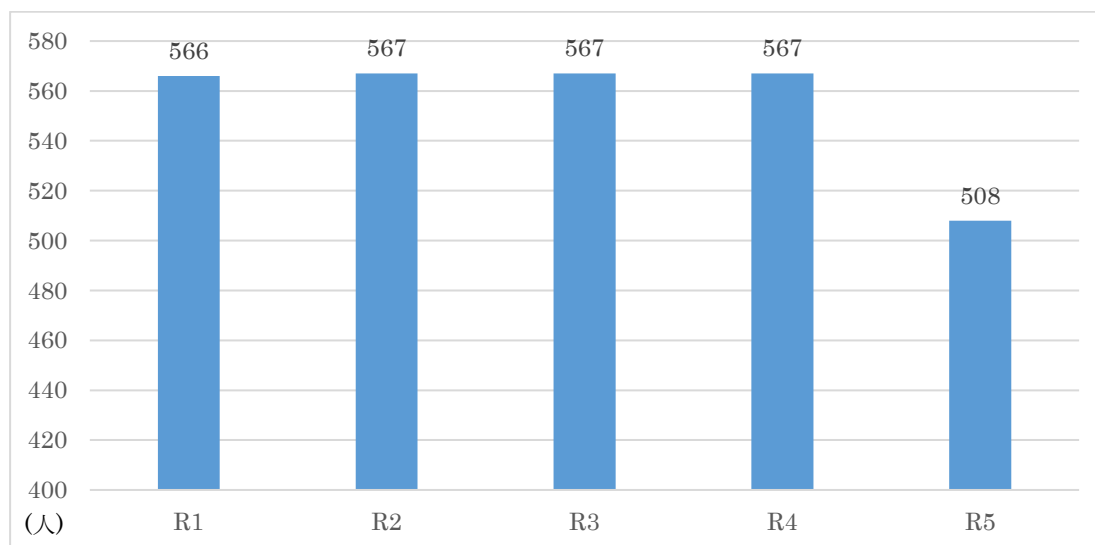


■ 出典：介護保険事業状況報告

③ 身体障がい者

身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度以降ほぼ横ばいで推移していましたが、令和 5 年度は 508 人と大幅に減っています。これは、台帳の整理を行ったことによるもので、実際の所持者数となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

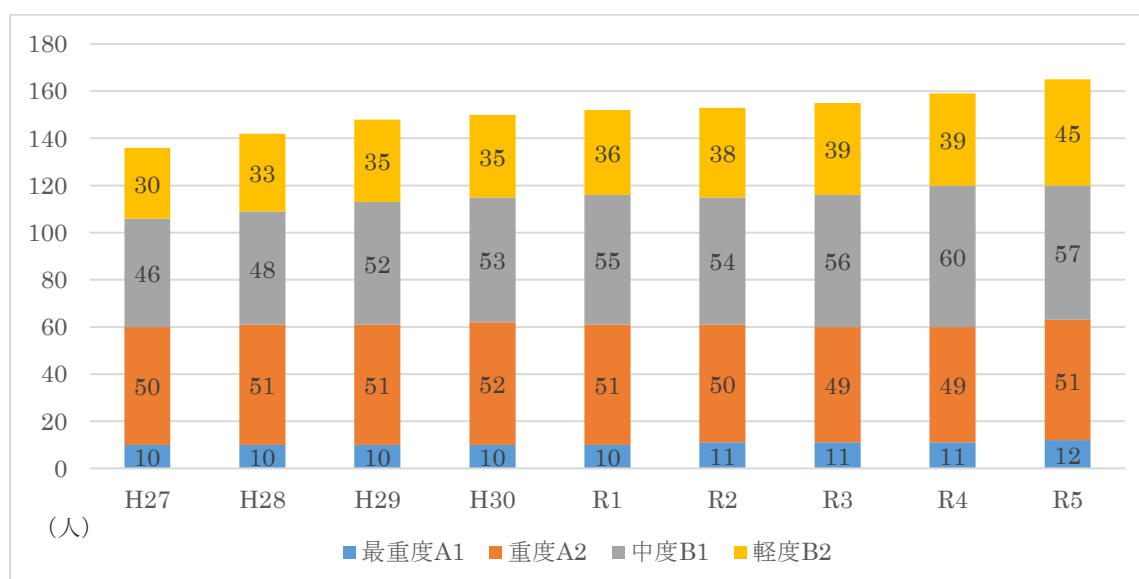


■ 出典：栃木県障害者総合相談所

④ 知的障がい者

療育手帳所持者数は、平成 27 年 4 月現在では 136 人でしたが、程度別では中度から軽度の所持者が増えており、令和 5 年 4 月現在で 165 人となっています。

■ 療育手帳所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）



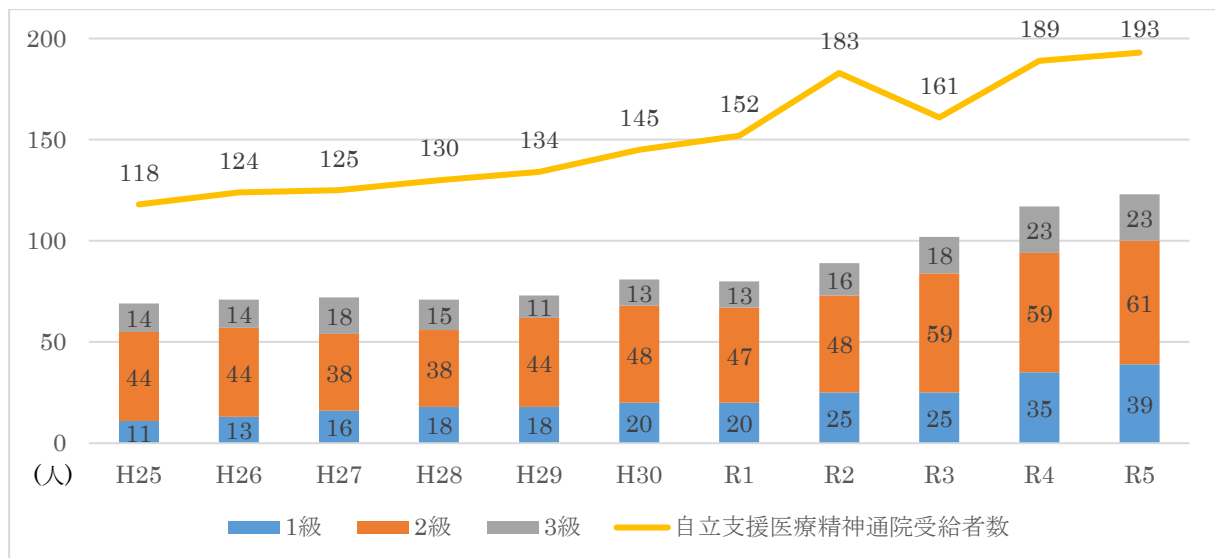
■ 出典：とちぎリハビリテーションセンター

⑤ 精神障がい者

精神保健福祉手帳の所持者数は、平成 25 年には 69 人でしたが、等級にかかわらず年々増加し、令和 5 年 4 月 1 日現在では 123 人と平成 25 年の 1.8 倍、自立支援医療精神通院受給者数も 1.6 倍になっています。

■ 精神保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

（各年 4 月 1 日現在）

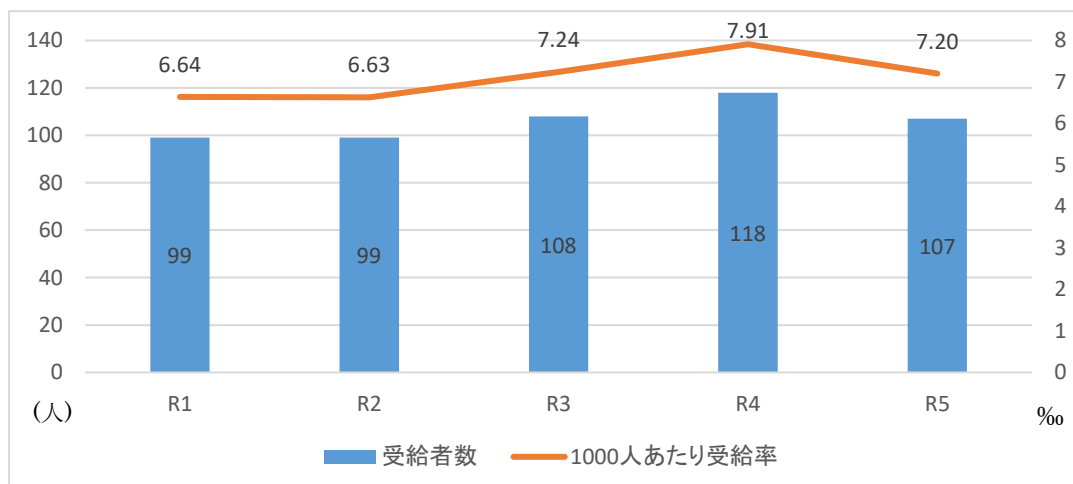


■ 出典：県東健康福祉センター

⑥ 生活保護の状況

生活保護の受給者数はコロナ禍で増加傾向にありましたが、令和 5 年は受給者数 107 人、1,000 人あたり受給率は 7.20%と減少しています。

■ 生活保護受給者数と 1,000 人あたり受給率(年平均)

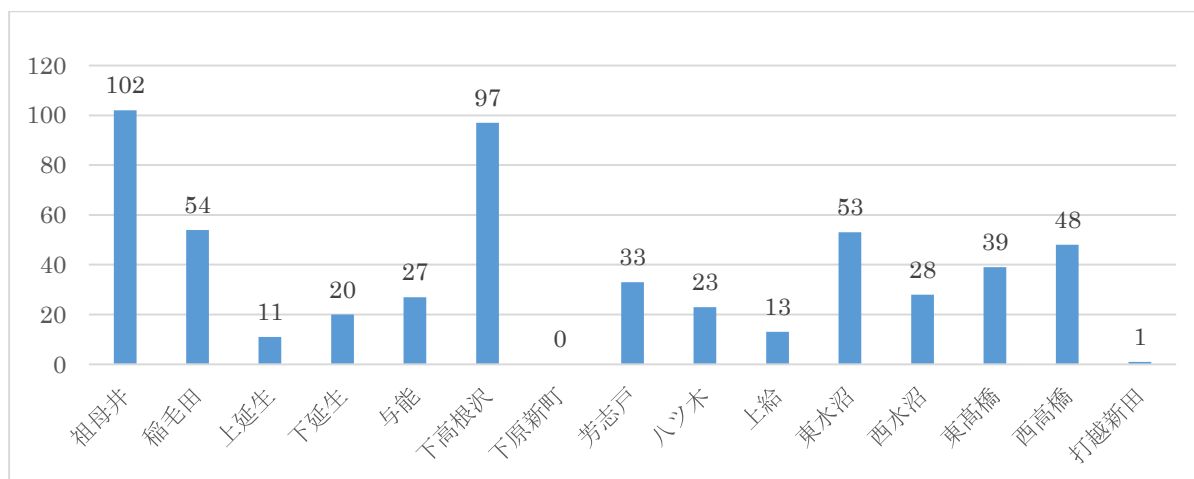


■ 出典：芳賀福祉事務所

⑦ 支えあい活動対象者数

芳賀町では、平成 30 年度に「芳賀町地域の支え合い活動推進条例」を制定し、支援を必要とする事由*1がある方を把握し、災害時に備えています。

■ 支えあい活動対象者数（令和 6 年 3 月 31 日現在）

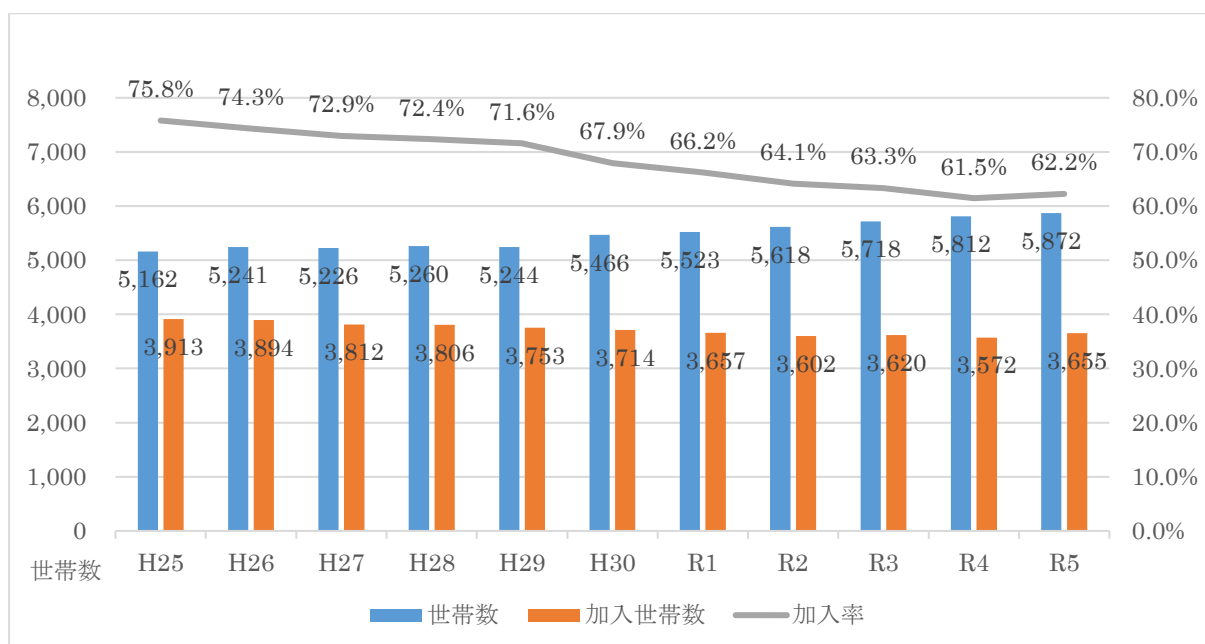


■ 出典：芳賀町支えあい活動対象者名簿

⑧ 自治会加入率

世帯分離や住宅地の造成により、芳賀町の世帯数は増加傾向にありますが、自治会の加入世帯は減少傾向にあり、平成 25 年度からの 10 年間で 13.6%低下しています。

■ 自治会加入率



■ 出典：芳賀町企画課

*1支援を必要とする事由とは、75歳以上の人のみの世帯、要介護3～5の認定者、障害者手帳を取得している人、緊急通報送致設置者等、高齢者あんしんネーム・認知症情報登録者で、本人申請に基づき町長が認めたもの。

(4) 第2次計画の振り返り

第2次計画では、「だれもが安心して生活できるまち」「地域のつながりがあるまち」「互いを認め育てあうまち」の3つの基本目標に基づき、施策を推進してきました。それぞれの評価項目において、実績値の推移は次の表のとおりです。

■ 評価指標の実績値の推移

基本目標	推進施策	評価項目	目標値	実績値			
				R2	R3	R4	R5
だれもが安心して生活できるまち	モラル・マナーの向上	リサイクル率(ごみの総排出量に占める資源化率)		26.9%			
		交通事故発生数/交通死亡事故発生件数(年ベース)	35件	30件/0件	30件/0件	28件/1件	31件/0件
	情報の提供体制の充実	福祉に関する情報がよくわかる町民の割合	30%	13.3%	16.6%	21.6%	16.7%
	総合相談体制の充実	心配ごと相談件数(実)	50件	7件	7件	6件	22件
		人権相談窓口があることを知っている町民の割合	33%	27.5%	32.8%	32.8%	35.3%
		行政相談窓口があることを知っている町民の割合	45%	37.1%	41.3%	43.5%	44.2%
		心配ごと相談窓口があることを知っている町民の割合	35%	35.0%	42.1%	40.1%	38.4%
		消費者相談窓口があることを知っている町民の割合	25%	33.3%	33.6%	31.9%	31.8%
		心の悩みを相談する窓口があることを知っている町民の割合	18%	26.7%	25.5%	33.2%	32.9%
		配偶者の暴力に関する相談窓口があることを知っている町民の割合	15%	22.5%	18.5%	21.1%	23.6%
		児童虐待に関する相談窓口があることを知っている町民の割合	28.00%	23.8%	33.2%	31.0%	29.1%
		高齢者虐待に関する相談窓口があることを知っている町民の割合	13%	12.5%	12.4%	14.7%	12.4%
		認知症に関する相談窓口があることを知っている町民の割合	25%	20.0%	22.0%	25.4%	23.3%
		障がいに関する相談窓口があることを知っている町民の割合	24.00%	22.5%	22.8%	28.0%	22.5%
	バリアフリーの推進	思いやり駐車スペース利用者数(実)	90人	62人	120人	99人	88人 (1/9時点)
	権利擁護事業の推進	あすてらす利用件数(実)	20件	16件	19件	20件	25件
		成年後見制度の相談数(実)	5件	1件	5件	4件	4件
		人権擁護員による活動や情報メディアによる人権啓発など活動が充実している	60%	51.3%	49.3%	51.6%	50.8%
	交通手段の確保	ひばりタクシー1日平均利用者数	56人	39.4人	43.5人	40.6人 (12月末時点)	41.7人 (12月末時点)
	健康づくりの推進	町の医療体制が整っている	67.00%	設問なし			
		休日夜間診療や労資赤十字病院を核とした救急医療・急性期医療の機能が充実している		54.2%	52.4%	54.8%	53.4%
		各種検診率内の認知度	85.00%	87.9%	87.3%	88.8%	89.5%
		健康づくりに取り組みやすい環境が整っている	67.00%	50.3%	52.8%	51.8%	53.5%
地域のつながりがあるまち	居場所づくりの充実	生きがいサロン利用者数(延)	6,450人	1,950人	2,048人	2,836人	2,559人 (12月末現在)
		子育てサロン利用者数(延)	6,200人	3,720人	3,728人	2,147人 (12月末現在)	5,958人 (12月末現在)
		地域の居場所数	29か所	19か所	23か所	36か所	32か所
		地域の居場所づくりと見守り体制の整備、ボランティア育成支援などにより、地域での自主的な福祉活動が充実している	60.10%	52.3%	55.7%	52.2%	52.8%
	見守り体制の充実	労資町見守りネットワーク事業参加事業者数	46社	47社	47社	47社	47社
		労資町見守りネットワーク事業通報件数【()は延べ】	25件	30件	5件(129件)	28件	17件
		配食サービス利用者数(実)	90人	84人	83人	86人	83人
	災害支援体制の充実	支え合い活動対象者名簿掲載者数(実)	750人	630人	718人	743人	552人
		防災訓練参加者数(実)	3,500人	323人	1,194人	1,546人	1,401人
互いを認め育てあうまち	ボランティアや地域リーダーの育成	登録ボランティア人数(実)	540人	506人	522人	実不明 511人(延)	322人 (実) 452人(延)
		ボランティアの活動数	700回	216回	501回	284回	513回
		養成講座受講者数(延)	200人	150人	64人	35人	29人
	福祉教育・人権教育の推進	認知症サポーター数(実)	1,766人	1,328人	1,600人	1,571人	1,868人
		福祉講座の開催数	5回	13回	9回	7回	5回
		福祉講座受講者数(延)	250人	376人	166人	52人	270人
	子育てしやすいまちづくりの推進	保育園や学童保育、育児の支援など子育てしやすい環境が整っている	70%	56.7%	59.4%	63.0%	61.6%
		保育所待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人
		子育てに負担や不安を感じている人の割合	16.00%	25.3%	22.4%	24.2%	23.4%
		要保護児童対策対応ケース数(実)	45件	62人	62人	49人	34人

また、基本目標および推進施策ごとに町と社会福祉協議会の取り組みを自己評価しました。

「だれもが安心して生活できるまち」では、ごみ問題の取り組みが不十分でした。ごみ問題は福祉だけでなく、環境やライフラインなど多分野に関わる問題で、町全体として取り組む問題と再認識しました。総合相談体制の充実では、各種相談窓口はあるもののその認知率は低迷しており、その周知や相談員の質の向上に係る取り組みは不十分でした。

令和5年8月にLRTが開通しました。それに合わせてバス路線が再編され、新たな公共交通網ができました。新たに開設された停留場は、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの停留場となっており、バリアフリーの取り組みがなされました。

権利擁護の推進では、令和4年に中核機関である「芳賀町権利擁護センター」が開設されました。日が浅く知名度はまだですが、介護事業所やケアマネジャーなどから相談が寄せられました。

■ だれもが安心して生活できるまち ◎：おおむね達成 ○：不十分 △：取り組めなかった

		内容	評価
モラル・マナーの向上	町	1 ゴミの分別の周知を図ります。	○
		2 ゴミの減量化や食品ロスへの対応を試みます。	○
		3 ゴミ出し困難家庭の各戸収集について検討します。	△
		4 交通事故防止の講習会やイベントを開催します。	◎
		5 高齢者の免許返納推進に取り組みます。	○
		6 生活困難者の把握と支援について、地域と共に対策を試みます。	△
		7 地域の役職者や団体、ボランティア、賛同者による地域福祉検討会（仮称）が組織されるよう支援します。	△
	社協	1 配食サービスなどの個別訪問を通して現状を把握し、ゴミ出し困難家庭への個別に対応する仕組みを検討します。	△
		2 居場所や各団体の会合等で交通安全講習会を開催します。	◎
情報の提供体制の充実	町	1 「広報はが」の質を保ち、新聞折り込みや個別郵送など各世帯に届くよう努めます。	◎
		2 「芳賀チャンネル」の充実を図るとともに、加入を促進します。	○
		3 ホームページの充実を図り、見やすい工夫を続けます。	○
		4 「健康カレンダー」に福祉情報を掲載し、全戸に配布します。	◎
		5 出前講座で福祉制度や福祉に関する情報を発信します。	○
		6 町政懇談会や地区座談会を実施します。	◎
		7 情報の伝達媒体（SNS等）の検討をします。	◎
	社協	1 「社協だより」の充実を図り、新聞折り込みや個別郵送など各世帯に届くよう努めます。	◎
		2 ホームページの充実を図り、見やすい工夫を続けます。	○
		3 出前講座で福祉制度や福祉に関する情報を発信します。	◎
		4 情報の伝達媒体（SNS等）の検討をします。	○

総合相談体制の充実	町	1	保健・医療・福祉・介護・子育てなどの総合相談体制の整備を図ります。	○
		2	各種相談員の質の向上を図ります。	○
		3	総合相談窓口を広く周知します。	○
		4	相談支援機関との連携を図るため、連絡会を開催します。	△
		5	新規の取組みとして相談支援コーディネーター（専門職）を配置します。	○
	社協	1	心配ごと相談・法律相談の充実を図ります。	◎
		2	居場所などに出向き、困りごとや悩みごとを気軽に相談できる機会を増やします。	○
		3	相談窓口を社協だよりなどで紹介します。	◎
		4	各種相談員の質の向上を図ります。	○
		5	町や相談支援機関との連携を図ります。	◎
		6	町民福祉相談室の開設について検討します。	◎
バリアフリーの推進	町	1	バリアフリーやユニバーサルデザインに関する情報提供や町民の意識啓発に努めます。	◎
		2	公共施設、公共交通機関等のバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。	◎
		3	高齢者（介護保険利用者）や障がい者の住宅改修に要する費用の一部を助成します。	◎
		4	思いやり駐車スペースの普及啓発に努めます。	◎
	社協	1	小中学校での福祉教育や地域団体等への福祉出前講座を実施します。	◎
		2	障がい者団体等を支援します。	◎
		3	バリアフリーの普及・啓発に努めます。	◎
		4	福祉車両や車椅子等の福祉用具の無料貸出をします。	◎
権利擁護事業の推進	町	1	権利擁護支援が必要な人の発見・支援を認知症やひきこもり支援と一体的に行います。	○
		2	関係機関が協力して対応できるように権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、地域連携ネットワークの中核となる権利擁護センター（仮称）を設置します。	◎
		3	権利擁護に関する知識や理解の普及啓発を行い、相談機能を充実します。	○
		4	成年後見制度の利用促進を行い、制度が必要な町民の利用支援を行います。	○
		5	空家等にも配慮し、関係機関と連携します。	△
	社協	1	権利擁護に関する相談を行います。	◎
		2	日常生活自立支援事業「あすてらす」の周知を進め、利用を促していきます。	◎
		3	日常生活自立支援事業「あすてらす」の生活支援員を増やしていきます。	○
交通手段の確保	町	1	多様な移動手段について、各種団体や町民アンケートにより現状を把握したうえで課題を明らかにし、町民とともに考える機会を設けます。	△
		2	先進地から優れたところを学び、調査研究をします。	△
		3	ひばりタクシーを充実します。	◎
		4	運転に不安を感じている人には、運転免許証の返納を支援します。	◎
		5	各種イベントにおいて、ひばりタクシーや、その他の公共交通機関を利用して参加できる工夫をします。	○
		6	LRT及びトランジットセンターの整備をします。	◎
		7	LRTの導入に合わせた交通網の再編を図ります。	◎
	社協	1	福祉車両を無料貸し出しします。	◎
		2	各種イベントにおいて、ひばりタクシーや、その他の公共交通機関を利用して参加できる工夫を試みます。	○

「地域のつながりがあるまち」は、地域のつながりを活発にするために第1次計画から居場所づくりを推進してきました。ところが、本計画を始動した令和2年は新型コロナウイルス感染症が全世界で大流行し、感染予防の観点から様々な制限がされ、居場所のみならず様々な事業を開催することができない状況が3年間続きました。新型コロナの制限が解除された後、地域の居場所は徐々に再開されたので、居場所づくりの取り組みは達成できたと考えます。コロナ禍でありながらも、防災訓練や災害ボランティアの養成など災害支援体制の取り組みは感染対策を講じながら実施でき、おおむね達成できたと考えます。

■ 地域のつながりがあるまち ◎：おおむね達成 ○：不十分 △：取り組めなかった

内容			
居場所	町	1 居場所づくり事業を支援します。	◎
	社協	1 「ボランティアセンターはが」と連携し、居場所づくりボランティア養成と居場所づくり事業を推進していきます。	◎
見守り体制の充実	町	1 支えあい活動対象者名簿を更新し、関係機関と情報共有することで、有事に早急な連携・支援を図ります。	◎
		2 町民、民生委員児童委員、見守り隊、関係機関団体と連携し、見守り活動を推進します。	○
		3 芳賀町見守りネットワーク事業により、必要な方への見守りを充実させます。	○
		4 地域の福祉サービス関係機関と定期的な連絡会議を開催し、情報交換や支援ネットワーク体制の構築を目指します。	◎
	社協	1 ひとり暮らし高齢者などの要援護者名簿を整備します。	◎
		2 支えあい活動対象者名簿を共有し町や関係機関と連携を強化します。	○
		3 高齢者への配食サービスや訪問活動を通じて、安否確認や日常生活での困りごとなどのニーズを把握し支援につなげます。	◎
災害支援体制の充実	町	1 町の防災計画の充実を図ります。	◎
		2 防災訓練を実施します。	◎
		3 ハザードマップを更新し、町民に災害発生時の予想状況を知らせます。	◎
		4 災害情報は、迅速的確に提供します。	◎
		5 支えあい活動対象者名簿を関係機関と情報共有することで、要援護者の安全確保に努めます。	○
		6 防災士を確保します。	◎
	社協	1 災害時や緊急時に役立つ介助法などを学ぶ講座を開催します。	◎
		2 災害時に被災地や被災者を支援する担い手（災害ボランティア）を育成します。	◎
		3 災害時対応マニュアルを作成し、町民も交えた災害ボランティアセンター運営訓練などを行います。	◎



災害ボランティアセンター運営訓練

「互いを認め育てあうまち」は、ボランティアの育成や子育てに関する施策を中心に推進してきました。コロナ禍で感染予防の観点から様々な制限がされたため、ボランティア活動の機会を持つことがなかなかできませんでした。福祉教育もしかりです。そこで、芳賀チャンネルで福祉情報番組を放映して福祉意識の向上を図りました。ボランティア活動は新型コロナの制限解除を待って徐々に活動を再開しましたが、いまだ施設でのボランティア活動は難しい状況です。また、コロナ禍で外出もままならない状況により孤立する子育て世帯が増加しました。子育て世代包括支援センターへの相談も多く寄せられ、課題を抱える親子には個別に訪問し支援を行いました。

■ 互いを認め育てあうまち ◎：おおむね達成 ○：不十分 △：取り組めなかった

内容			
ボランティアや地域リーダーの育成	町	1 コミュニティ活動資金の助成を行います。	◎
		2 各種講座を行い、生活支援サポーター等を養成します。	○
		3 自治会や地域公民館活動の支援を行います。	◎
		4 関係機関と連携を図ります。	○
		5 「広報はがき」や「芳賀チャンネル」、ホームページなどで活動を広めていきます。	◎
	社協	「ボランティアセンターはがき」の活動を充実していきます。	◎
		○多様なボランティア活動を検討創出し、周知します。	◎
		○地域で集まる機会と連携した活動を進めます。	◎
		○活動を認め合えるような取り組みを進めます。	◎
		○ボランティアをしたい人とボランティアを求めている人をつなぐコーディネート機能を充実させていきます。	◎
		○ボランティア各種講座を開催します。	◎
		2 共同募金の配分金などにより、ボランティア団体などの助成・支援を行います。	◎
		3 「社協だより」やホームページなどでボランティア情報を伝え、活動を広めていきます。	◎
福祉教育・人権教育の推進	町	1 人権擁護に関する知識や理解の普及啓発を行います。	◎
		2 人権擁護委員による人権教育を行います。	◎
		インクルーシブ教育を推進します。	
		3 ○保護者を含め、発達障害など生活のしづらさを抱える子どもの理解促進を図ります。	○
	社協	○高齢者や認知症、障がいなどについて啓発活動を行います。	○
		4 支援が必要な人に生活ルールや災害時の対応等を伝える機会を作ります。	△
		1 地域の課題を共有し、課題解決に向けた実践や話し合いなど地域での学びの場を支援します。	◎
		2 学校を中心とした福祉教育を推進します。	◎
子育てしやすいまちづくり	町	3 生活のしづらさを抱えた人本人や支援者とともに福祉教育に取り組みます。	◎
		4 バリアフリーの普及・啓発に努めます。	◎
		1 地域交流事業等を推進する専門職の配置を検討します。	○
		2 自主地域貢献活動に対し助成を行います。	◎
		3 地域福祉推進活動に対し助成を行います。	◎
		4 医療費助成制度を継続します。	◎
		5 子育て支援制度を充実します。	
		○保育園、学童保育等の運営や内容の充実を図ります。	◎
		○妊娠から子育てまで切れ目ない支援を充実します。	◎
		○子育てに課題を抱える親子に対し個別支援を充実します。(養育支援訪問事業)	◎
	社協	○病児保育、ファミリーサポート事業を周知します。	◎
		○子育て世代包括支援センター機能の充実を図ります。	◎
		6 子どもの遊び場について検討します。	○
		1 「にっこり広場」、「ひばりCafé」などの子どもの居場所の運営支援をします。	◎
		2 保育園行事や学校行事の支援を検討します。	○
		3 学童保育の内容や環境改善等検討します。	◎
		4 子育て支援ヘルパー派遣事業を実施します。	◎

3. 地域福祉に関する町民意識調査について



(1) 調査の概要

地域福祉に関する町民の意識や要望・意見などを把握し、計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に、令和5年度に実施した各種アンケート結果を再検証し、地域課題を抽出しました。各アンケートの対象者数・年代等は下の表のとおりです。

■ アンケート実施計画

計画等名称	実施期間
第7次振興計画策定に係る芳賀町住民意識調査	令和5年7月～9月
町民満足度調査	令和5年10月～12月
芳賀町高齢者総合保険福祉計画（第9期介護保険事業計画）策定に係るアンケート	令和5年5月～6月
芳賀町第7期障がい者福祉計画策定に係るアンケート	令和5年7月～8月

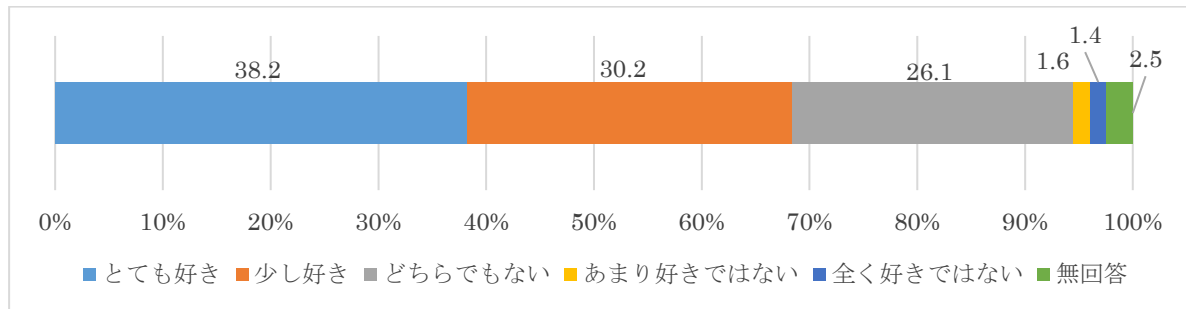
※以下から、各計画に係る調査を「住民意識調査」「満足度調査」「高齢者福祉計画」「障がい者福祉計画」と略

■ アンケート対象者（芳賀町の住民台帳より年代別抽出）回収数・有効回答数等（人）

計画等名称	発送数	回収数	回収率	有効回答数
住民意識調査				
①20～30代	①300	①118	① 39.3%	①118
②40～50代	②300	②155	② 51.7%	②152
③65歳以上	③200	③167	③ 83.5%	③167
	合計 800	合計 440	合計 55.0%	合計 437
満足度調査	500	258	51.6%	258
高齢者福祉計画	600	429	71.5%	429
障がい者福祉計画	679	326	48.0%	326
合計	2,579	1,453	平均 44.0%	1,450

① 町の好感度

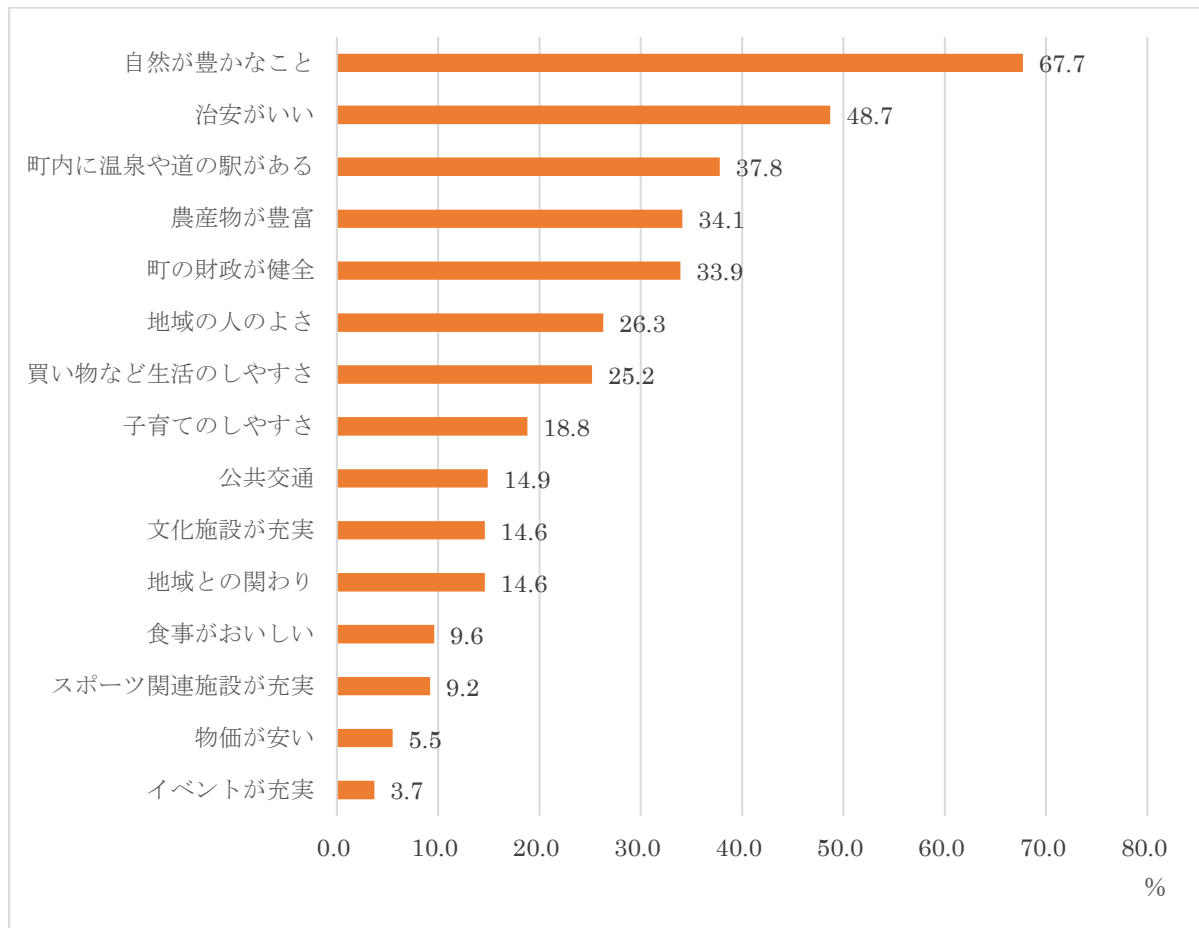
■ 芳賀町への好感度



■ 出典：住民意識調査

住民意識調査では、68%が「とても好き」「少し好き」と回答しています。

■ 町の良いところ

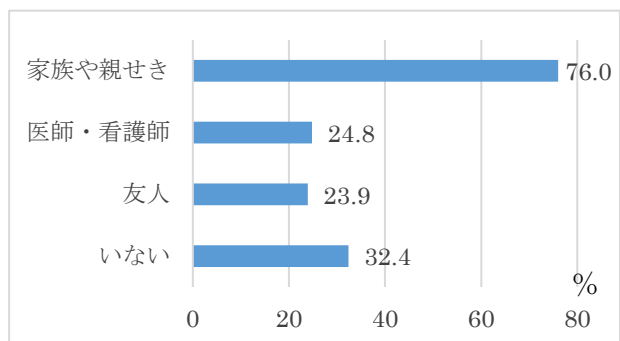


■ 出典：住民意識調査

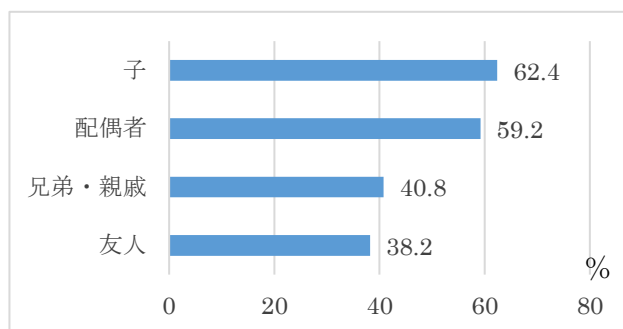
住民意識調査では「自然が豊かなこと」や「治安がいい」が上位の回答となりました。

② 悩みや困ったときの相談相手

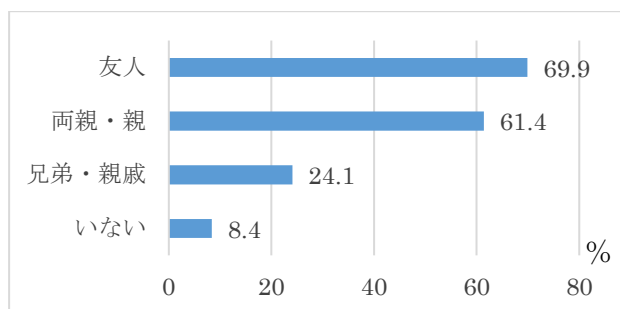
■ 悩みや困ったときの相談相手



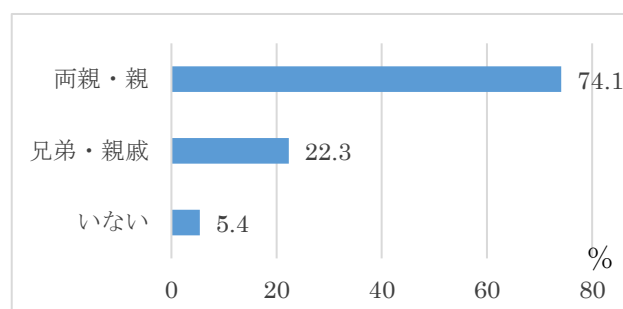
■ 出典：障がい者福祉計画



■ 出典：高齢者福祉計画



■ 出典：住民意識調査（子ども世代）

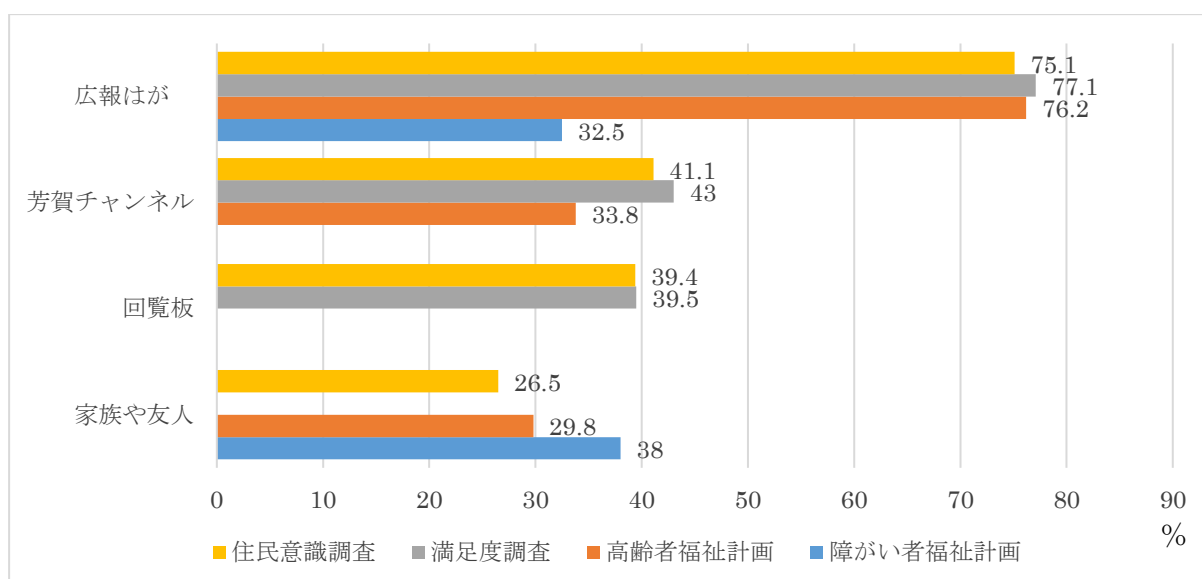


■ 出典：住民意識調査（親世代）

相談相手には「親や家族、親戚」が多いことがわかります。年代が若い人では、「友人」の割合が高くなっています。障がい者は、「医師や看護師」など専門職へ相談をする人が 24%いますが、「いない」と回答した人も 30%を超えています。住民意識調査でも、5～8%の人が「いない」との回答をしています。

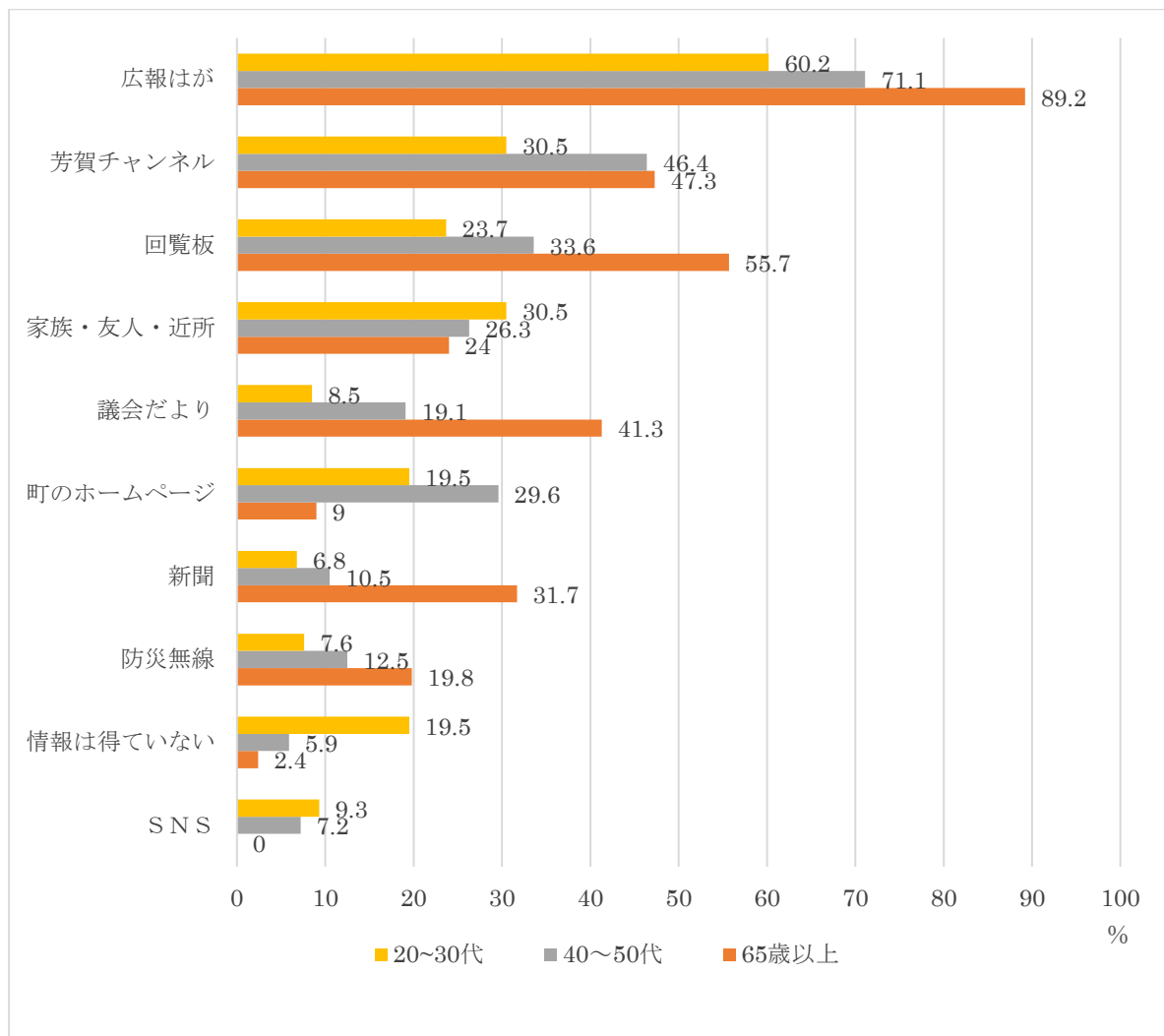
③ 情報の入手先

■ 福祉サービスなどの情報の入手先



「広報はが」から情報を入手するという回答が多く、次いで「芳賀チャンネル」が続きます。「回覧板」にも 40%近い回答がありました。障がい者は「家族や友人」が 38.0%となっています。

■ 芳賀町の町政に関する情報の入手先

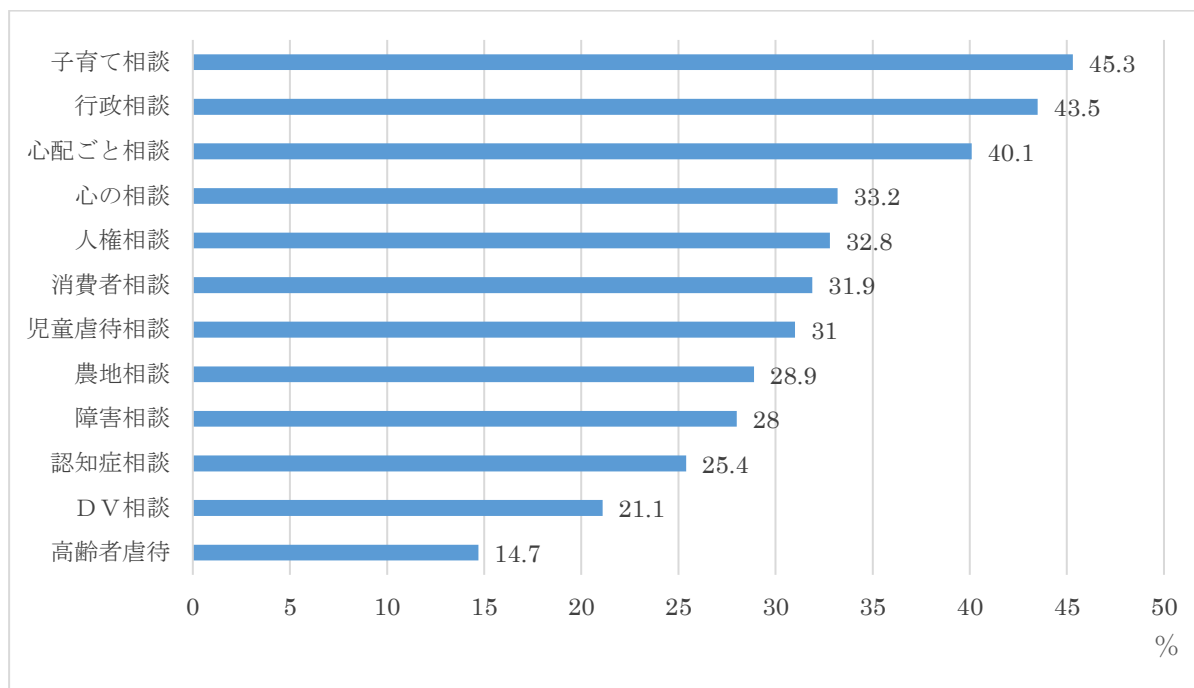


■ 出典：住民意識調査

町政に関する情報の入手先について見ても、全世代で「広報はが」の割合が高いことがわかります。特に注目されるのは、ホームページは 40～50 代で約 30%なのに対し、65 歳以上では 9%しか活用していない現状があります。また、20～30 代のうち約 20%は「情報を得ていない」と答えています。

④ 総合相談体制の充実について

■ 相談窓口認知度

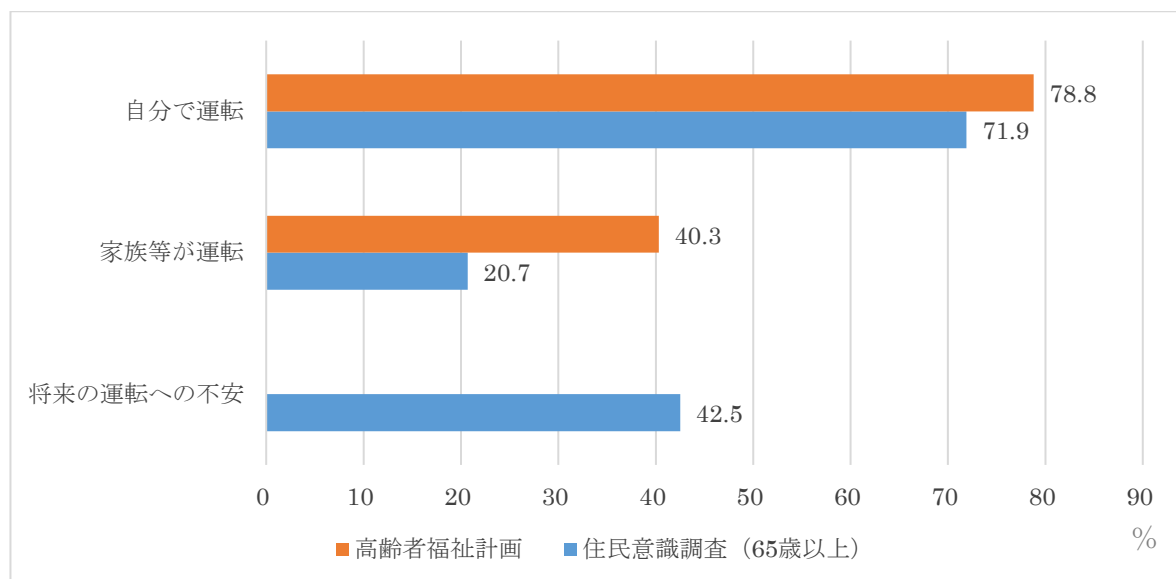


■ 出典：満足度調査

相談窓口については、子育てや行政、心配ごと相談は40%以上の認知度がありますが、専門的な内容ほど認知度が低い傾向にあります。

⑤ 交通手段について

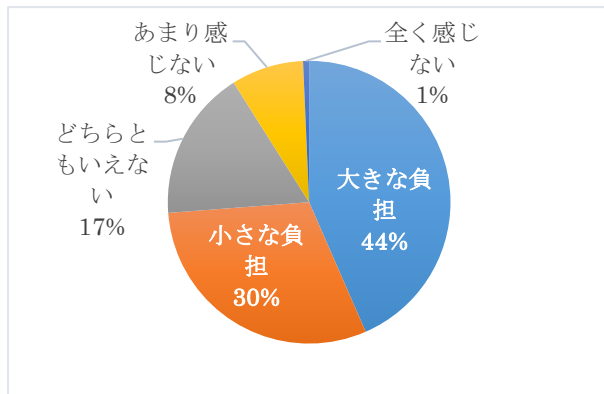
■ 交通手段



高齢者の交通手段は、自分で車を運転する人が70%を超えており、自家用車での移動が主です。その一方で、将来の運転への不安を42%の人が抱えています。

⑥ 介護について

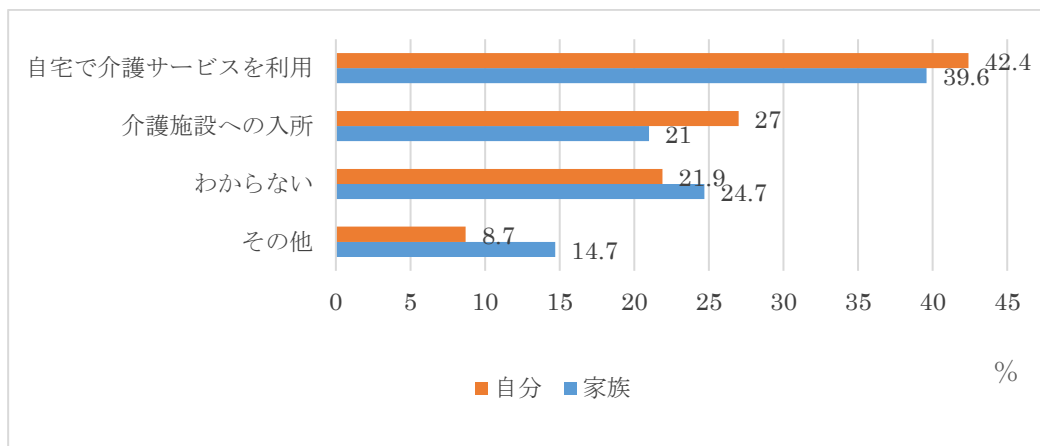
■ 介護に対しての負担感



■ 出典：住民意識調査

介護をしている人の44%は大きな負担を感じています。小さな負担を感じている人を合わせると、約70%の人が負担を感じています。

■ 介護が必要になったときの生活

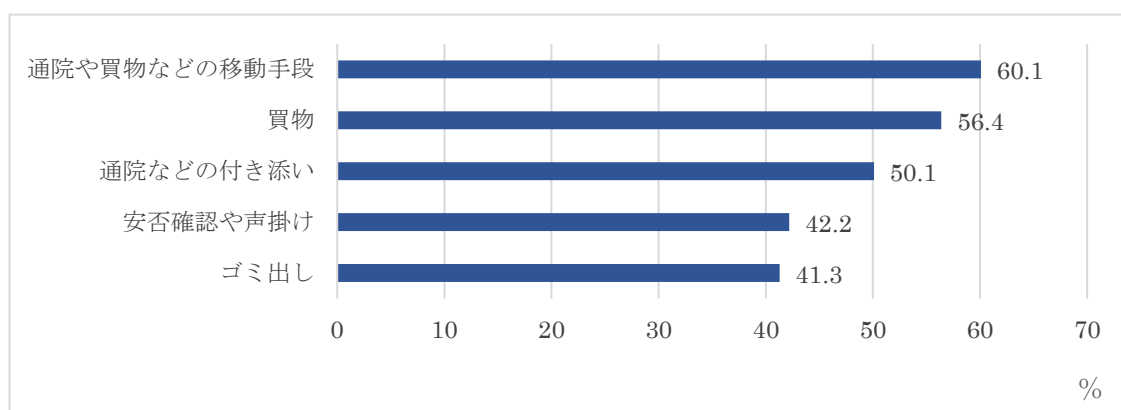


■ 出典：高齢者福祉計画

介護が必要になったときは、自分も家族の場合でも約40%の人が在宅の生活を望んでいます。

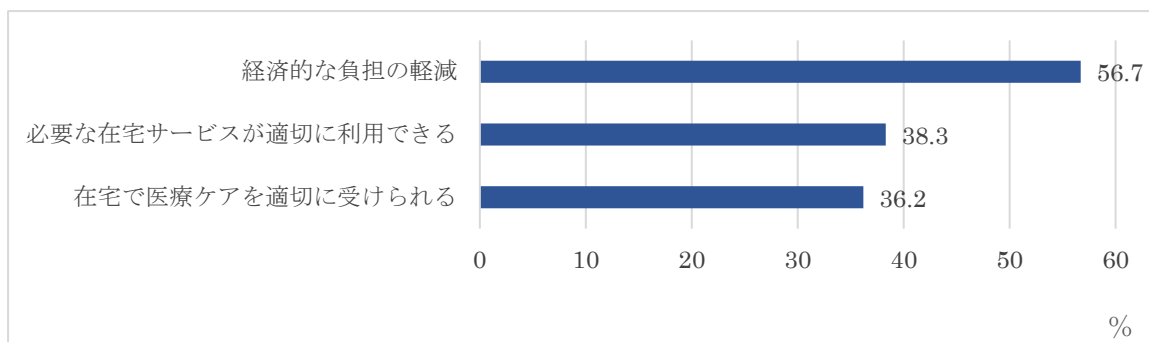
⑦ 生活するために必要な支援の内容について

■ 日常生活に必要な支援



■ 出典：高齢者福祉計画

■ 地域で生活するために必要な支援



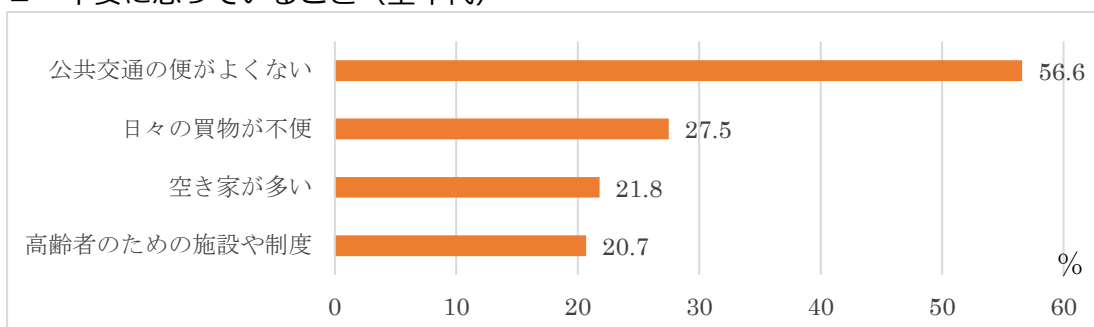
■ 出典：障がい者福祉計画

高齢者は、通院や買い物などの移動手段に 60.1%の回答が集まりました。障がい者は、経済的な負担、自宅で受けられる医療や福祉サービスに 56.7%の回答が集まりました。

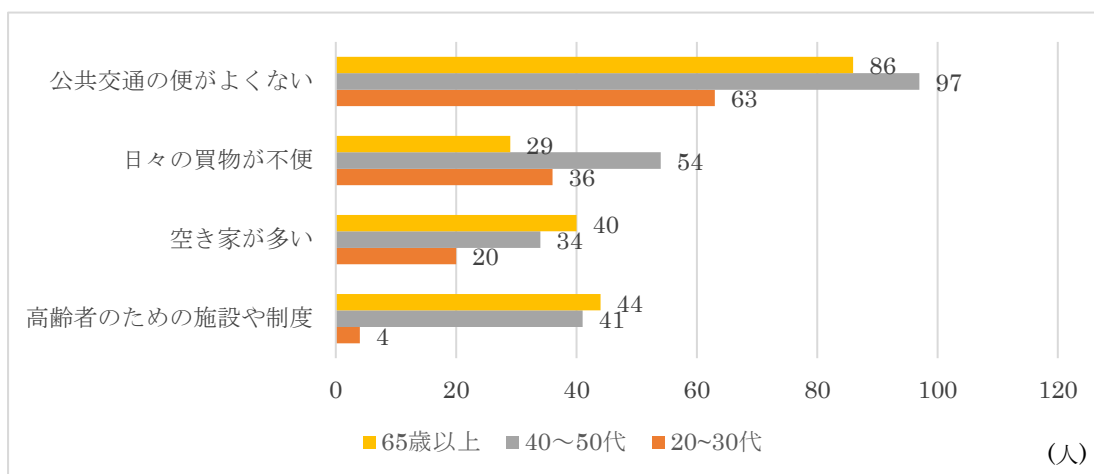
回答者の年代や基礎疾患・障がい特性、生活状況によって必要な支援は変わりますが、高齢者・障がい者ともに在宅生活を継続するために必要な支援である点は共通しています。

⑧ 不安に思っていること

■ 不安に思っていること（全年代）



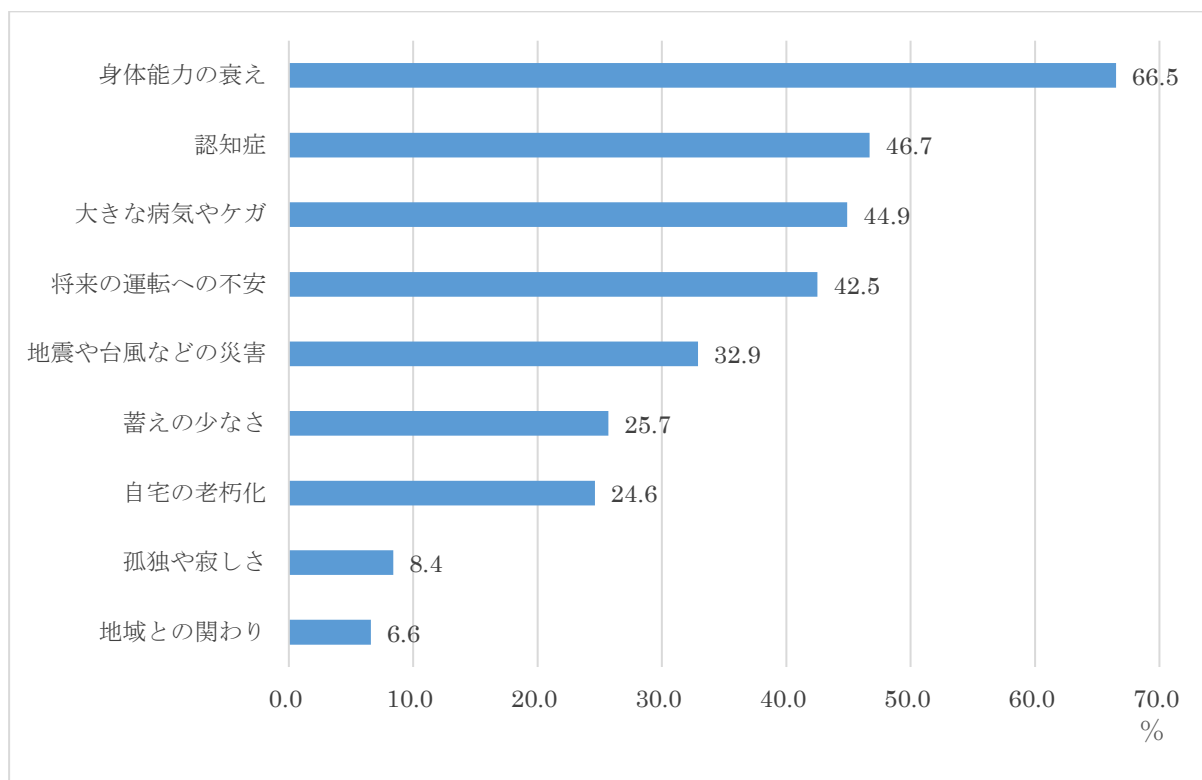
■ 不安に思っていること（年代別）



■ 出典：住民意識調査

住民意識調査に回答された全世代とも「公共交通の不便さ」を一番に挙げており、全体の半数を超えています。50代以下は「買物」についても不便を感じています。40代以上では「高齢者施策への不安」への回答が集まりました。

■ 65 歳以上の高齢者が生活や将来に関して不安に思っていること

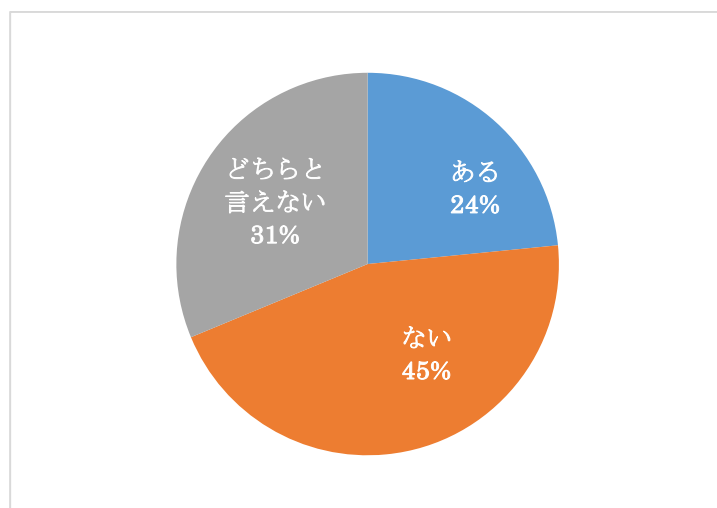


■ 出典：住民意識調査

65 歳以上の高齢者は、身体能力や認知症への不安が大半を占めました。

⑨ 子育てに対する負担や不安

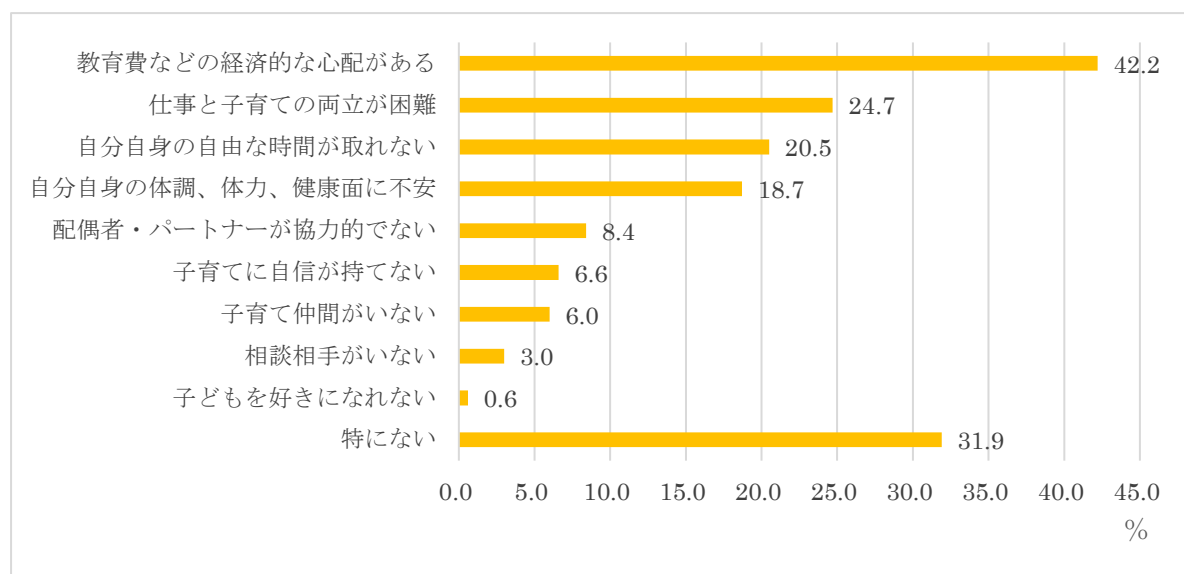
■ 子育てに対する負担や不安



■ 出典：満足度調査

満足度調査では、子育てに負担や不安を感じている人が 24%います。自由記載では「子育てと仕事の両立が大変」「子どもや自分が病気になったときどうするか」「障がいのある子どもの子育てに悩む」などの回答がありました。

■ 子育てに関する悩み

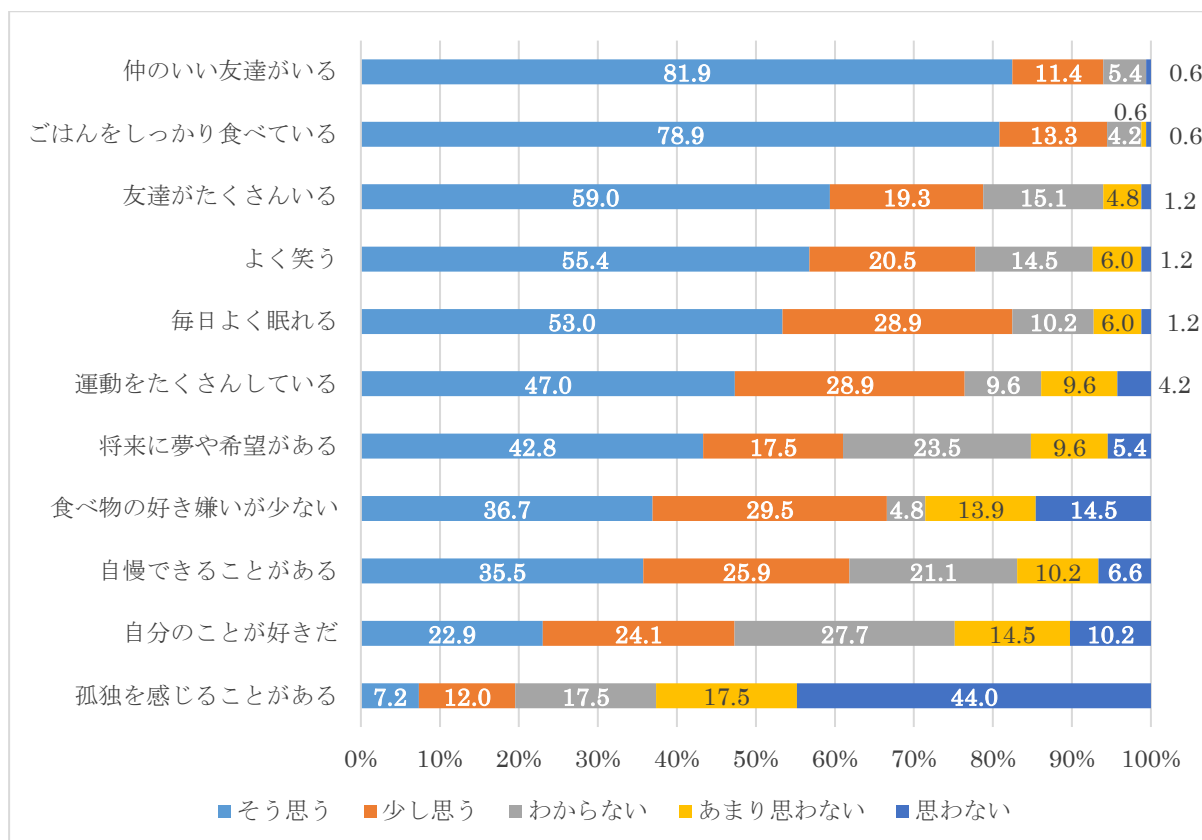


■ 出典：住民意識調査

経済的な不安を筆頭に、仕事と子育ての両立、保護者自身のための時間の確保や健康面についての不安が続きます。調査の中では「子育て仲間がいない」「相談相手がいない」と回答する人も一定数いました。

⑩ 子どもたちの悩み

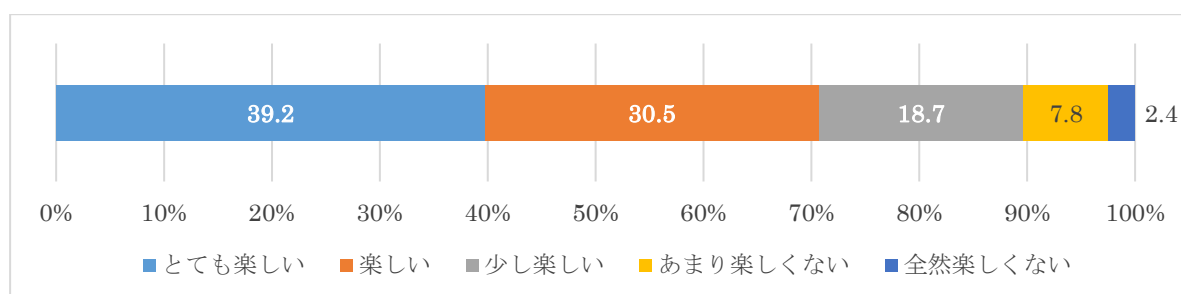
■ 子どもたちの思い



■ 出典：住民意識調査

小中学生に実施した住民意識調査では「仲のいい友達がいる」に 81.9%「友達がたくさんいる」に 59.0%が「そう思う」と回答していますが、「あまり思わない」「思わない」と回答する児童・生徒も一定数いました。「自分のことが好きだ」においても 24.7%が「あまり思わない」「思わない」と回答しており、自己肯定感の低い児童・生徒がいることが伺え、「孤独を感じる」と回答している児童・生徒が 19.2%いることがわかりました。さらに「将来に夢や希望がある」と回答した児童・生徒が 60.3%いるのに対し、「あまり思わない」「思わない」と回答した児童・生徒は 15%いました。

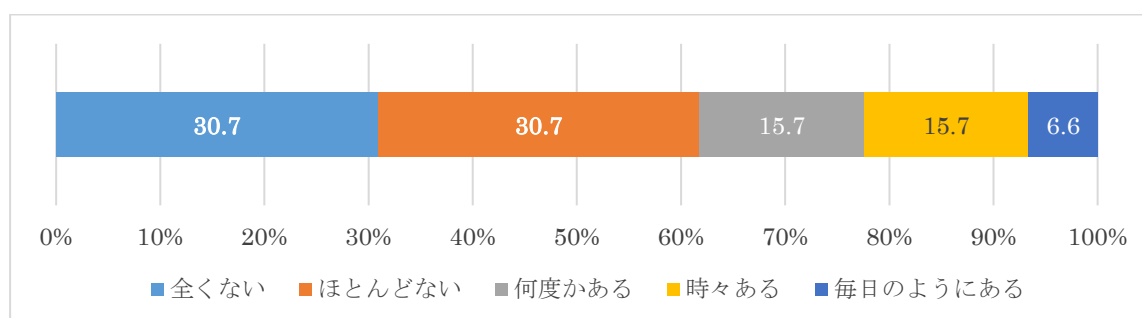
■ 学校への感情



■ 出典：住民意識調査

71%は学校が「とても楽しい」、「楽しい」と回答していますが、10%が「あまり楽しくない」「ぜんぜん楽しくない」と回答しています。

■ 家や学校でいやな思いをする頻度

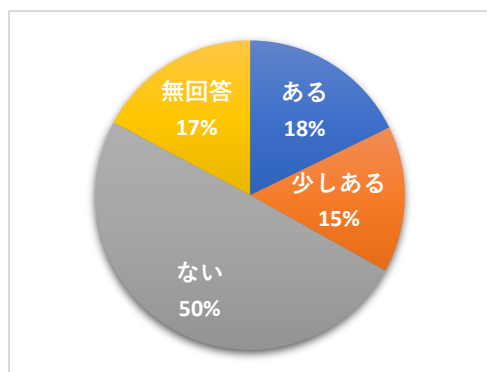


■ 出典：住民意識調査

半数以上の子どもたちは嫌な思いをすることはほとんどないですが、「毎日のように嫌な思いをする」と回答している児童・生徒が一定数いることがわかりました。

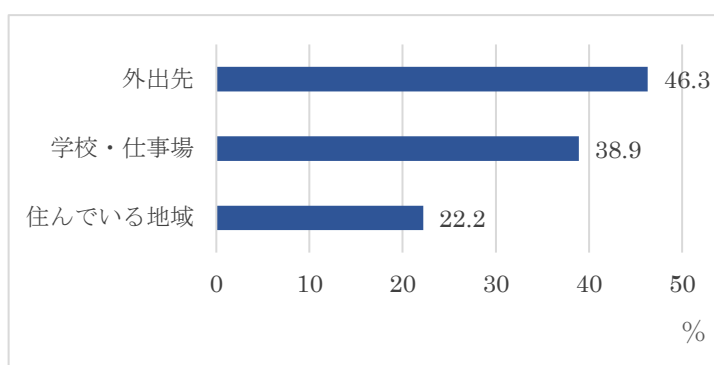
⑪ 権利擁護

■ 差別や嫌な思いをした経験



■ 出典：障がい者福祉計画

■ 差別を感じた場面

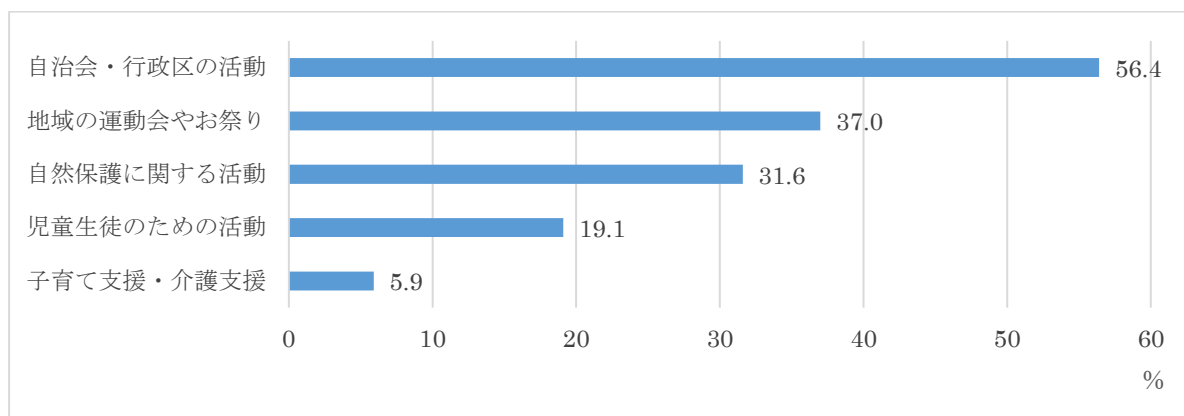


■ 出典：障がい者福祉計画

障がい者への調査では、回答者の 33%、少なからず嫌な思いをしています。差別を感じた場面としては、「外出先」が 46.3%と多く、次いで「学校や仕事場」が 38.9%、「住んでいる地域」が 22.2%と続き、身近な場面で差別を感じていることがわかります。

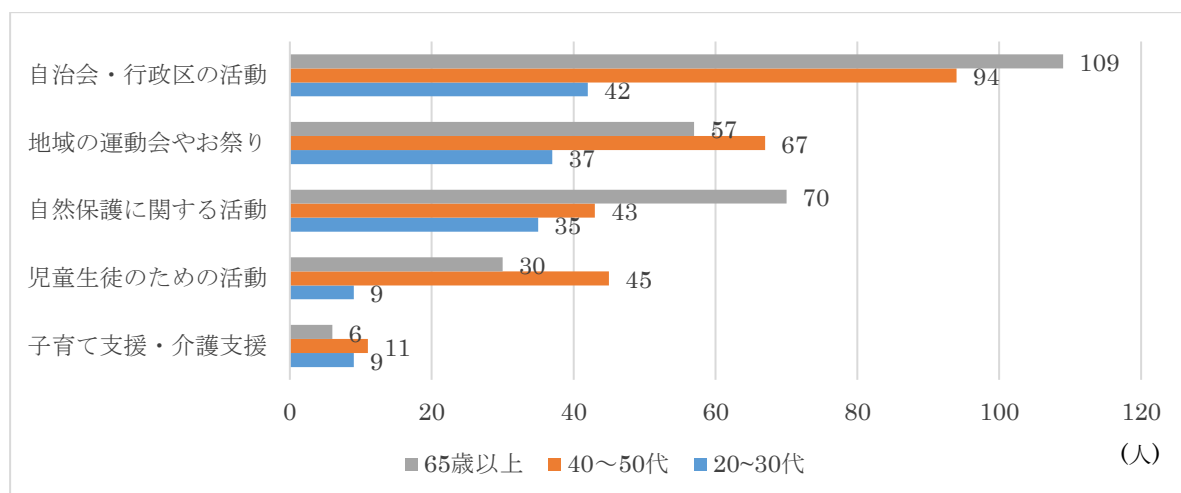
⑫ 地域活動について

■ 地域活動への参加経験（全体）



■ 出典：住民意識調査

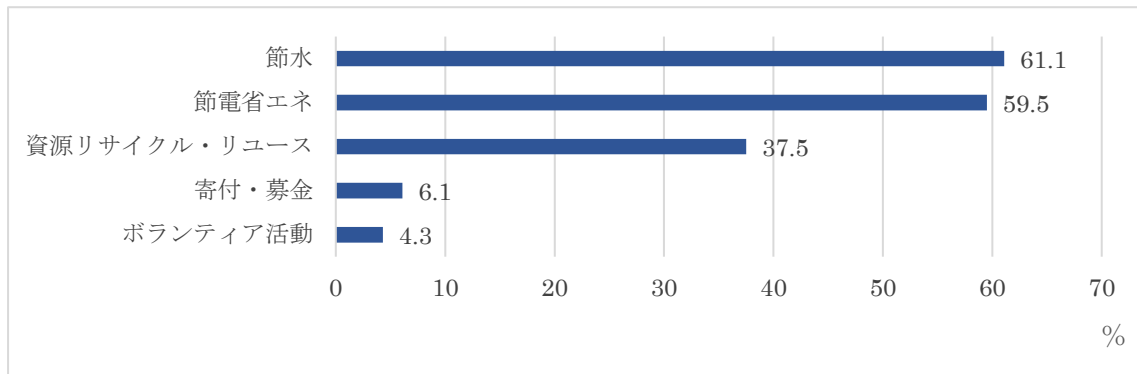
■ 各活動の年代別参加者数



■ 出典：住民意識調査

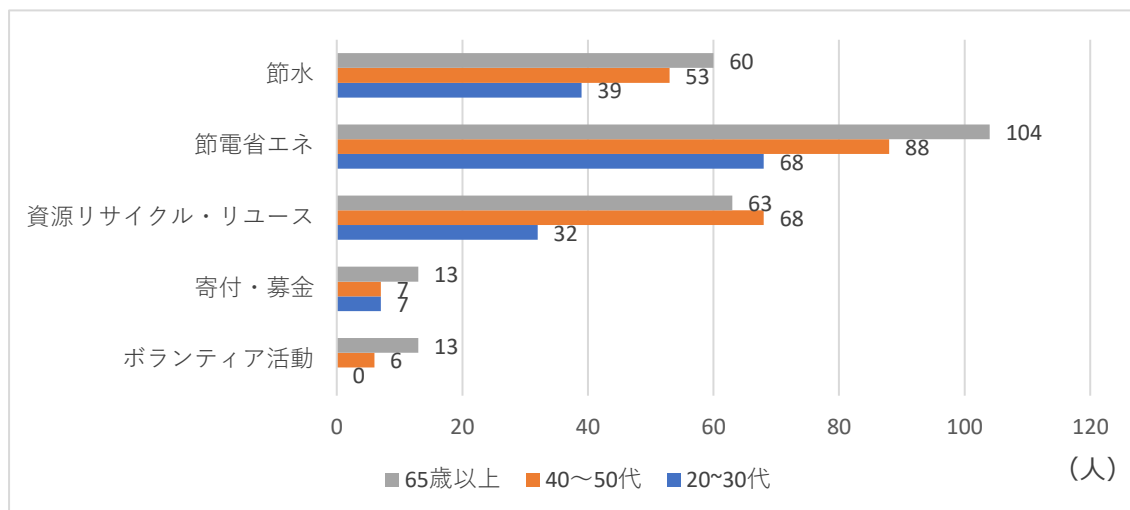
住民意識調査では、地域活動への参加経験のあるものとして自治会・行政区の活動が56.4%、地域の運動会やお祭りが37.0%でした。子育て支援・介護支援はわずか5.9%でした。年代別にみると、20～30代の参加者数は他の世代より低い状況です。

■ 意識して取り組んでいること（全体）



■ 出典：住民意識調査

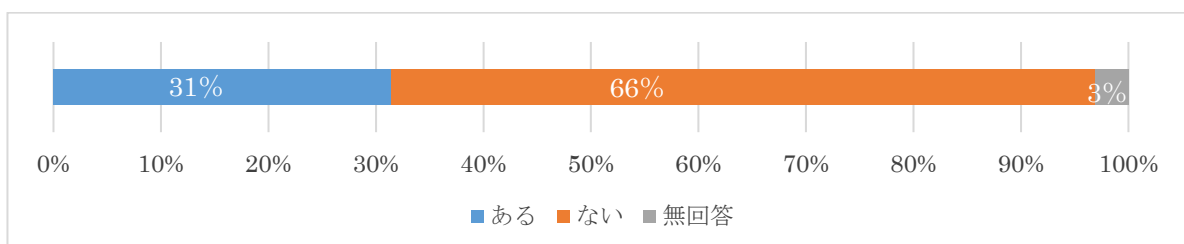
■ 各活動の年代別参加者数



■ 出典：住民意識調査

生活の中で意識して取り組んでいることとしては、環境や家計に配慮した活動が上位でした。その一方で、寄付・募金6.1%、ボランティア活動4.3%でした。年代別にみると、20～30代のボランティア活動への回答はありませんでした。

■ 地域活動、ボランティア活動の参加経験

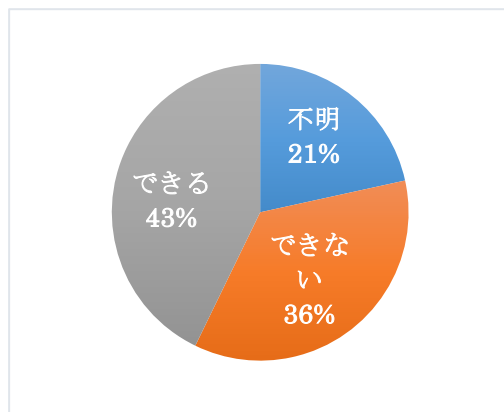


■ 出典：満足度調査

満足度調査でも、この1年間に地域活動、ボランティア活動に参加したことがあると回答した人が31%で、約70%の人が地域活動、ボランティア活動をしていないことになります。

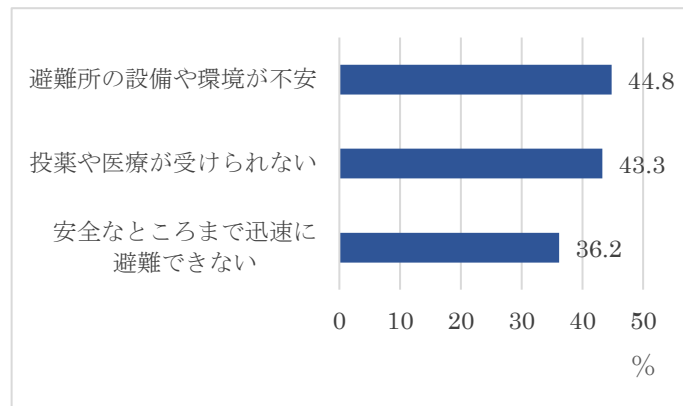
⑬ 災害

■ 災害時の自力避難



■ 出典：障がい者福祉計画

■ 災害時の困りごと

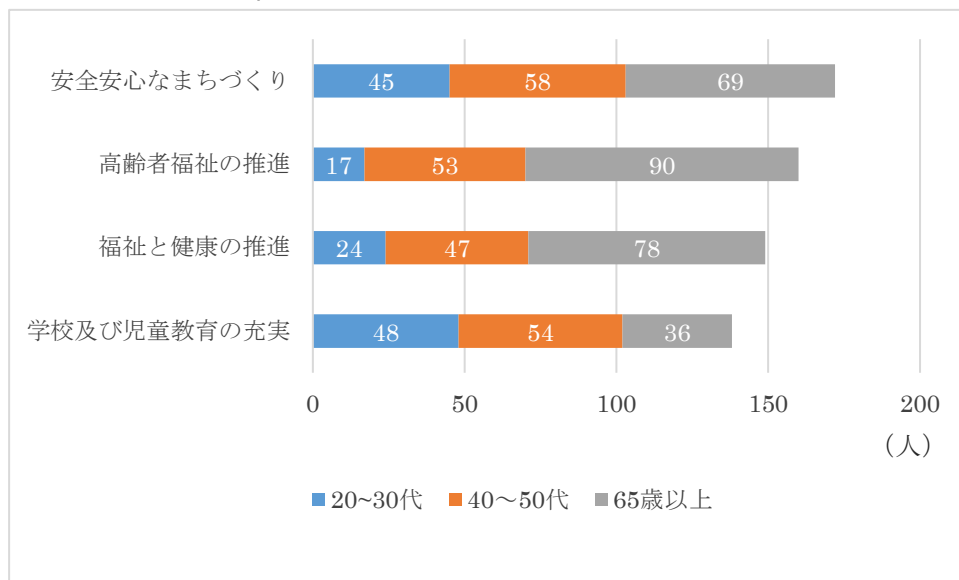


■ 出典：障がい者福祉計画

何らかの障がいを持つ人の36%が自力で避難できず、支援が必要なことがわかります。

⑭ 町の施策について

■ 興味のある施策



■ 出典：住民意識調査

「安全安心なまちづくりの推進」への回答が最も多くなっています。年代別にみると、65歳以上半数は「高齢者福祉の推進」に興味があると回答しています。また、年代が上がるほど「福祉と健康の推進」が高くなっています。20~30代は「学校および児童教育の充実」が一番高くなっています。

4. 現状と課題のまとめ

ここでは、社会福祉法第 107 条に規定され、これからの地域福祉に必要な事項や、町民意識調査、満足度調査の結果、第 2 次計画の振り返り等を踏まえ、取り組む方向性や課題について整理します。

現状と課題 1

生活に必要な情報や相談体制に関すること

○少子高齢化や核家族化に伴う社会情勢・法制度の変化等、町民を取り巻く生活環境はめまぐるしく変化しています。また、一人ひとりの興味関心のある事柄も抱える悩みや課題も多様化し更に複雑化・深刻化しています。

○各種調査から、悩みや課題の相談相手を「家族や親類」「友人」など身近な人と答えた方が多い反面、「いない」「どこに相談してよいかわからない」と答える方が一定数いることがわかりました。

○芳賀町には既に複数の相談窓口や相談の専門機関がありますが、それぞれの相談窓口の認知度に差があり、子育て相談は 45%が知っていると回答する一方で高齢者虐待相談は 12%と低く、相談内容によって相談窓口の認知度に差があることもわかりました。

○まずは誰でも気軽に困りごと相談できる体制をつくる必要があります。また複雑かつ複合的な課題を抱えている町民も増えてきているため、既存の相談窓口や相談の専門機関が連携して包括的・重層的な相談支援体制を充実していくことが求められています。

○その上で、制度・分野ごとに細分化されずに、複雑な相談や様々な課題を抱える相談者に寄り添い伴走できる支援体制の整備を充実させることが重要です。

○各種調査から、福祉に関する情報の入手方法として、多くの町民が「広報はが」や「芳賀チャンネル」を活用していることがわかりました。

○しかし、広報等に掲載できる情報量は限られ、町民一人ひとりの実情に応じた細やかな発信が難しいため、本当に必要な人に情報が行き届いているとは言い難い状況です。また若い世代ほど SNS を活用しての情報収集が主流となってきましたので、紙媒体の情報では見逃している可能性があります。

○様々な媒体の情報提供のあり方について再検討し、必要な人が必要な情報を得られる仕組みをさらに構築することが求められています。

○福祉制度やサービスの理解促進に関すること、ひきこもり・孤立・生活困窮・障がいを持つ人、LGBTQ^{*2}当事者、外国籍の人の権利擁護等、地域における新たな福祉課題をテーマとした幅広い福祉教育を実践していくことで、地域の理解者や協力者を増やしていく取組みを推進していくことが必要です。

○これからの福祉教育は学校だけでなく、町民や企業など対象を年齢や属性に縛らず幅広く捉えることが大切です。



「ともに考え、おもいに応える」

ことが必要とされています



ともに考え、おもいに応える検討部会

^{*2} LGBTQ とは、Lesbian（レズビアン＝女性同性愛者）、Gay（ゲイ＝男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル＝両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー＝心と体の性が異なる人）、Queer／Questioning（クィアまたはクエスチョニング＝性的指向・性自認が定まらない人）の頭文字をとった略語で、いわゆる性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の総称。

現状と課題 2

地域での暮らしに関すること

○各種調査から、全世代とも「公共交通の不便さ」を一番に挙げています。さらに 50 代以下の 3 割以上が「買物」についても不便を感じています。高齢者、障がい者ともに在宅生活を維持するために必要な支援として、移動や買物、病院での支援を必要と回答している割合が高い結果となりました。

○自分らしい暮らしをするためには社会との繋がりも大切です。町民が主体的に社会に参加できるようにするための参加支援や話し合う場等を整備する地域づくりに向けた支援をしていく必要があります。

○介護が必要になったとき自分でも家族でも約 4 割が在宅での生活を望んでいますが、実際に介護をしている人は約 7 割が負担を感じています。一部の人に負担が集中することで、お互いの権利を侵害してしまう可能性があります。

○障がい者福祉計画では、約 3 割が少なからず嫌な思いをしていると回答しています。学校・仕事場、地域などの身近な場面に、無意識な誤解や偏見があるということがわかりました。

○「権利擁護」をわかりやすく言い換えると、その人の身の安全、自由な気持ち、社会参加の機会、幸せでいたい気持ちなど、皆があたりまえに持っている権利を侵害されないように守ることで、権利を侵害されている人へはその人の権利が守られるよう成年後見制度の活用などの取り組みをし、また町民も権利を理解し、他者の権利を侵害しないよう学び直しが必要です。

○他者の権利を侵害する背景のひとつに、子育てや介護など一部の人に負担が集中することがあります。負担が軽減できるよう子育てや介護サービスを充実させ、利用しやすい仕組みづくりが必要です。また、つらい気持ちを話せる場に出かけたり日常的に集える居場所で情報交換をしたりすることも負担軽減の 1 つと考えます。

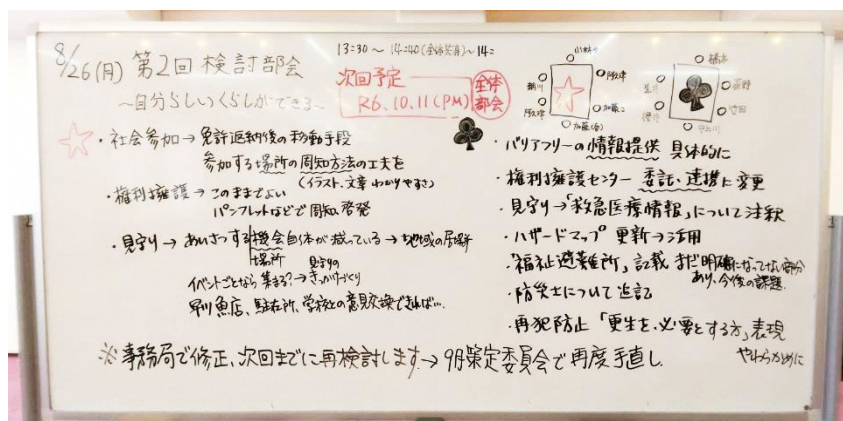
○町民の約 4 割が「安全安心なまちづくりの推進」に関心を持っています。より町民が安全安心に暮らせるよう、様々な関係機関と連携を図りながら見守り活動の充実や災害など有事の際に地域で支え合える体制づくりをしていくことが大切です。

○在宅での生活をサポートする移動や買物、病院での支援などは、公的なサービスでは受けることが難しい内容です。民間のサービスや地域での助け合い活動、ボランティアなど様々な社会資源を活用することが求められています。



「自分らしい生活ができる」

ことが必要とされています



自分らしい生活ができる検討部会

現状と課題 3

地域活動や子育てに関すること

○登録ボランティア人数はジュニアボランティア、ジュニアリーダースを含め減少していますが、ボランティア活動数は増加しており、地域の財産ともいえるボランティアが意欲的に活動していくための支援が引き続き必要です。また、新たな組織や社会福祉従事者などとの連携機能も求められています。

○地域活動は、若い世代ほど参加率が低く、65 歳以上の高齢世代の参加率が高くなっています。その内容は、若い世代は「節水」「省エネ」「リサイクル・リユース」など環境や家計に配慮した活動、高齢世代は「自治会」「お祭り」など地域のコミュニティの柱となる活動の参加率が高く、「子育てや介護支援」や「児童生徒のための活動」、「ボランティア活動」など共助にあたる活動は実施率が低くなっています。

○第 1 次計画に引き続き、第 2 次計画で取り組んできた居場所づくりは、評価指標において、第 2 次計画の策定当初より微増したところではありますが、住民意識調査での芳賀町の良いところについて「地域との関わり」と回答した人は 14.6%でした。既存の居場所づくりの充実を図るほか、子どもから高齢者、障がいの有無にかかわらず幅広い対象が気軽に集えるような居場所が出来るような取り組みも必要です。

○子育てに関する悩みでは「子育て仲間がいない」、「子育てに関する相談相手がいない」と回答した人が 0.9%おり、誰にも相談できずに悩みを抱え込んでしまっている人が一定数いる状況です。各種調査の自由記載では「子育てと仕事の両立が大変」「子どもや自分が病気になったときどうするか」「障がいのある子どもの子育てに悩む」などの意見が多く集まりました。

○学校が「あまり楽しくない」「全然楽しくない」と回答している児童・生徒は 10.2%おり、家や学校で嫌な思いをすることが「毎日のようにある」と回答している児童・生徒も一定数います。これらのことから孤独を感じている子どもたちが 19.2%おり、自己肯定感の低下や自分の将来に夢や希望が「あまり持てない」、「持てない」子どもたちが 15%いる状況です。

○65 歳以上の高齢者は、現在の生活や将来に関して「孤独や寂しさ」を感じている人が 8.4%おり、人付き合いの希薄化が伺えます。

○コロナ禍で人との関わり方が変化し、地域行事のあいつぐ中止に伴う近所付き合いの希薄化、地域を担う人材の後継者不足など、子どもを取り巻く環境の変化が、子育てのしづらさ、生きづらさにつながらないための対策が必要です。

○そのためにからだやこころの健康は、すべての年代において生活そのものに大きく影響する因子であると考えられます。「安心と健康を地域で支える福祉のまち」を目指す将来像として健康づくり推進計画による取り組みも重要であると考えます。



「次世代に笑顔をつなげる」

ことが必要とされています



次世代に笑顔をつなげる検討部会

第3章

計画の基本理念、基本目標と 各種施策の展開

1. 計画の基本理念、基本目標および施策の体系

第7次芳賀町振興計画は「スーパースマートタウン～幸せを実現できるまち～」を目指すまちの姿として策定しました。さまざまな分野において課題が解決され、「子どもから高齢者まで安心して快適に暮らすことができ、多様な幸せを実現できるまち」を目指しています。

芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画においては、町振興計画との整合を図り、共通の理念のもとで地域福祉施策を進めるため、基本理念を次のように設定します。

基本理念

安心と健康を地域が支える福祉のまち

基本目標 1

ともに考え、
おもいに応える

- 総合相談体制の充実
- 広報、情報発信の充実
- 福祉教育の推進

基本目標 2

自分らしい暮らしが
できる

- 社会参加の推進
- 権利擁護の推進
- 見守り体制の充実
- 災害支援体制の充実
- 再犯防止の充実

基本目標 3

次世代に笑顔を
つなげる

- 地域コミュニティの充実
- 健康づくりの推進
- 子育て応援プロジェクトの推進

2. 目標達成に向けた施策と活動内容

2-1 とともに考え、おもいに応える



(1) 総合相談支援体制の充実

福祉サービスや支援を必要とする人が、多様なサービスの中から自分の希望や実状に合うサービスを選び利用できるのが理想ですが、現状ではなかなかうまくいきません。

どこに相談したらよいかわからない悩みや心配ごとを受け止める相談窓口（福祉総合相談）を設けます。その上で、相談者の複合的かつ多様な課題に包括的な支援ができるよう、重層的支援体制^{*3}を整備していきます。

自ら相談することが難しい人や支援が必要であるにも関わらず届いていない人がサービスを活用できるように、地域に出かけ積極的に声を掛けていきます。

<町の取組み>

- ・高齢者、障がい者、生活困窮者、ひきこもりといった多種多様な相談者のニーズを引き出し、複合・複雑化した課題を抱える相談者を総合的に捉え、相談者に寄り添い、伴走する支援体制を構築します。
- ・複合的な課題を抱える町民に対応するため、関係部署や社会福祉協議会、民間の介護保険事業所等との連携を図り、相談体制の強化を進めます。
- ・重層的支援体制として、関係機関等とのケース会議を実施することで、個別の課題に合わせた支援を実施します。
- ・相談窓口が多岐にわたり、町民がどこに相談すべきか迷うことがあるため、分野ごとの連携を強化し、相談できる環境を整えます。
- ・新たに設置したこども家庭センターは、妊産婦や子どもとその家族の相談支援を一体的に行うとともに、相談者と必要なサービスをつなげます。

<社協の取組み>

- ・総合的な相談を受け止める「福祉相談センターきぼう」の充実を図ります。
- ・相談窓口で待つだけでなく、地域や家庭に出かけ、相談に応じます。
- ・出張相談や家庭相談の整備をします。
- ・広報紙やチラシ、SNS などを含む多様な方法で相談を受け付けます。

^{*3} 高齢・障がい・子ども・生活困窮などの分野ごとの支援では解決に結びつかない生活上の困りごとに対応するため、各分野が手を取り合い支援するための体制。

- ・支援が困難な事例については、地域の関係機関等と連携し、検討・調整するとともに支援を必要とする人が相談できる環境を整備します。

(2) 広報、情報発信の充実

情報は、必要な人に必要とされる内容が、わかりやすく適切なタイミングで伝わるのが理想です。支援を必要とする町民に福祉サービスや支援内容が届き、利用までつながるよう、広報、情報発信の充実を図ります。

全世代を対象により広く、早い情報伝達を図るため SNS 等を活用した情報発信の充実にも取り組みます。

<町の取組み>

- ・福祉に関する情報をタイムリーに発信します。
- ・広報はが、町ホームページ及び芳賀チャンネル等を活用するとともに、出前講座等で広く確実に届けられるよう取り組みます。
- ・様々な情報媒体を用いることで、必要な情報を適切な時期にお知らせします。
- ・「健康カレンダー」に福祉情報を掲載し、全戸に配布します。

<社協の取組み>

- ・「社協だより」の充実を図り、より見やすく、読みやすい紙面づくりに努めます。
- ・ホームページの充実を図り、見やすい工夫を続けます。
- ・情報を届ける対象に合わせて、SNS 等の多様な媒体を活用して積極的な広報活動を行います。
- ・地元のメディア関係者とつながりを持ち、社協の事業・活動や住民の福祉活動について発信していきます。

(3) 福祉教育の推進

地域福祉活動への自主的・自発的な活動を推進していくには、福祉に対する意識の向上が不可欠です。すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されことなく社会生活の中でともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう「ともに生きる力」を育むために、あらゆる場所や機会を通じて福祉教育に取り組んでいきます。

<町の取組み>

- ・ジュニアボランティア（中学生）ジュニアリーダース（高校生）の勧誘を継続して実施していきます。またその活動を支援し、次世代を担う人材育成を図ります。
- ・人権問題に対する町民一人ひとりの正しい理解と認識を深めるために、人権の花運動の推進や人権教室の開催場所を増やすことで、様々な機会をとらえて人権に関する教育及び啓発に取り組めます。
- ・福祉出前講座の充実を図り、町民が福祉に関する知識を得る機会を作ります。

<社協の取組み>

- ・子どもから高齢者、障がいのある方々が安心して過ごせるよう、様々な世代の方を対象に、福祉教育を実施します。実施にあたっては、町民、事業所等と協同で行います。
- ・福祉情報番組「ふくしの部屋」を芳賀チャンネルで放映します。
- ・新たな福祉教育のプログラムを開発していきます。



福祉教育（視覚障がい者手引き体験）

2-2 自分らしいくらしができる

(1) 社会参加の推進

社会参加は誰もが当たり前に持っている権利であり、自分らしいくらしを実現していく上で重要なものとなります。障がいや何らかの課題等の有無に関わらず、すべての町民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、楽しく生きがいを感じて参加できる場やプログラム等を進めていきます。

<町の取組み>

- ・バリアフリー^{*4}やユニバーサルデザイン^{*5}に関する情報提供や意識啓発に努めます。
- ・公共施設などはユニバーサルデザインを配慮した整備を進めます。
- ・高齢者が社会の中で、いつまでも元気に、楽しく明るい笑顔で暮らしていけるよう、シニアクラブや居場所、シルバー大学校（学習）、ねんりんピック（健康運動）等、社会活動できる場の周知、推奨を積極的に行います。
- ・各シニアクラブへの補助金の交付により活動を支援するとともに、地域を支える高齢者の活躍の場として、シルバー人材センターの活動を支援し、生涯現役に向けた環境作りを支援します。
- ・芳賀郡障害児者相談支援センターや県東圏域障害者就業・生活支援センター「チャレンジセンター」、ハローワーク等と連携し就労を支援します。
- ・障がい者が交流できる場所や、地域活動に参加できるよう支援します。
- ・高齢者（介護保険利用者）や障がい者の住宅改修に要する費用の一部を助成します。
- ・高齢者通院時タクシーや福祉タクシーなどの外出支援を図ります。
- ・思いやり駐車スペースの普及啓発を進めます。

<社協の取組み>

- ・町民の願いをかなえたり地域の困りごとを解決したりするために、町民同士の交流や助け合い等に関して話し合う場を設けます。
- ・話し合いの結果を、町民が主体となって活動できるよう支援します。
- ・福祉車両の無料貸し出しを継続していきます。

^{*4} 障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）を取り除くこと。

^{*5} 初めからすべての人が利用しやすいようにデザインすること。製品や建物、構造やシステムなども含む広い意味で使われる。

- ・小中学校での福祉教育や地域団体等への福祉出前講座等を通して、バリアフリーやソーシャルインクルージョン*⁶への理解を深めます。

（２） 権利擁護の推進

地域共生社会の実現に向けて、尊厳のある自分らしい生活を送りながら、地域社会に参加し、自立した生活を送れるように権利擁護支援を行うことが重要です。成年後見制度利用支援事業の活用や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進などを通して、当たり前になっている権利を侵害されることなく、誰もが「自分らしい生活ができる」体制を整えます。

<町の取組み>

- ・関係機関が協力して対応できるように、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、その中核となる権利擁護センターを委託し連携します。
- ・成年後見制度が必要な町民に対して利用支援を行います。また、必要な場合には町長申立を行います。
- ・必要に応じて成年後見制度利用支援事業を活用し、申立て費用や後見人等の報酬などの助成を行います。
- ・権利擁護に関するパンフレットを窓口を設置、広報紙やホームページ等を活用し、相談窓口等の周知を図ります。

<社協の取組み>

- ・権利擁護センターを運営し、権利擁護に関する相談および成年後見制度の利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援を行ないます。
- ・法律、医療、福祉等の様々な分野の関係機関との連携や意見交換等を行うための協議会を運営します。
- ・権利擁護センターの窓口を幅広く周知していきます。
- ・権利擁護に関する講座等を開催し、町民への理解啓発を促進します。
- ・日常生活自立支援事業「あすてらす」の利用促進を行ないます。
- ・「あすてらす」では対応できなくなった利用者に対し、成年後見制度の利用を勧め、移行していきます。

*⁶ すべての人々が生まれながらにもつ権利を十分に主張でき、誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つこと。

(3) 見守り体制の充実

全ての町民が安全安心に暮らしていくためには見守り活動の推進が重要です。見守り活動は地域住民の「つながりづくり」でもあります。隣近所の住民同士が、日々のあいさつや、何か気になることがあった時の声かけなどを通じて、お互いを気に掛け良好な関係づくりを行います。

また、地域の様々な団体が協力し合える体制を整備し、地域の見守りや支え合う仕組みづくりを更に活性化させていきます。

<町の実践>

- ・ 民生委員児童委員や自治会、地域の居場所、見守りネットワーク協力事業所等の地域で活動する人たちと連携した見守り活動を行ないます。
- ・ 支え合い活動対象者名簿^{*7}を更新し、関係機関と情報共有することで、有事に早急な連携、支援を図ります。
- ・ ひとり暮らし高齢者等の訪問を通して、救急医療情報^{*8}をまとめ、緊急時等に活用できるように支援します。
- ・ 地域の福祉サービス関係機関と定期的な連絡会議を開催し情報交換などを行います。

<社協の実践>

- ・ ひとり暮らし高齢者等の見守りが必要な町民の名簿を整備します。
- ・ 高齢者等への食事サービスや訪問活動を通して見守り活動を行ないます。
- ・ 隣近所の住民同士が「あいさつ」や「声かけ」を通して顔の見える関係を作れるように支援します。



食事サービス

^{*7} 高齢者や障がい者など支援を必要とする人が、災害などにより生命に危険が生じる恐れがある場合、迅速に保護できるようあらかじめ作成しておく名簿。

^{*8} 対象者の緊急連絡先やかかりつけ医、服薬、既往症、日常生活動作の情報などをまとめたもの。

(4) 災害支援体制の充実

災害時は、「普段できていることもできない、普段できていないことは絶対にできない」と言われています。災害を想定した訓練を実施し、いざというときに対応できるようにします。災害時に自ら避難することが困難な人（避難行動要支援者）は、日頃から地域で見守り、災害時には迅速な避難行動がとれる体制を作ります。

<町の取組み>

- ・ハザードマップを活用し、町民に災害発生時の予想状況を知らせます。
- ・災害に関する情報は、迅速で的確に提供します。
- ・多くの方に災害情報を届けるために防災無線だけでなく、芳賀町防災 WEB、防災メール等多様な情報発信を継続します。それに加えて SNS 等の活用を検討します。
- ・発災時には消防団等と連携し、早期対応します。
- ・避難行動要支援者の迅速な避難の確保を図るとともに、安否確認や避難支援を行うために必要な個別避難計画の策定に取り組みます。
- ・バリアフリー等の避難所環境の整備を行ないます。
- ・一般避難所では対応できない高齢者や障がい者等は、福祉避難所にて対応します。福祉避難所の開設にあたっては、町内の福祉施設等と連携します。
- ・各地区の自主防災組織や芳賀町防災士連絡会と連携し、地域の防災力向上に努めます。

<社協の取組み>

- ・災害ボランティアセンターの設置・運営について、行政と協議し、協定を締結します。
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営について、マニュアルを作成し、また必要に応じて見直しを行うとともに、立ち上げ訓練を定期的に行ないます。
- ・平時の見守りの活動を災害発生時の避難行動要支援者の支援の取り組みと連動させます。
- ・災害時や緊急時に役立つ介助法などを学ぶ講座を開催します。
- ・災害時に被災地や被災者を支援する担い手（災害ボランティア）を育成します。

(5) 再犯防止の推進

過去に罪を犯した人等が孤独や孤立に陥らず、地域の中で同じ地域住民として受け入れられ、地域生活を送ることができるよう、再犯防止に関する施策を推進します。また、被害者やその家族、加害者家族の個々の事情に配慮します。(再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、本計画に「再犯防止の推進」を盛り込みます。)

<町の取組み>

- ・過去に罪を犯した人が、地域において、自立した生活を営むための、住居や就労に関する情報提供体制の整備を図り、民生委員児童委員協議会や保護司会、更生保護女性会との連携を強化します。
- ・過去に罪を犯した人等の内、高齢者や障がい者等は、身体や精神の機能が低下し、自立した生活を営むことがより困難となることから、その特性に応じて必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。
- ・社会を明るくする運動の実施や、警察及び地域の防犯組合と協力してチラシ配布や防犯診断等を行ない、地域の防犯意識向上を図ります。
- ・更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援します。
- ・町民に対して保護司会や更生保護女性会などの活動を紹介し、過去に罪を犯した者等を地域で見守ることへの理解を図ります。

<社協の取組み>

- ・過去に罪を犯した人等の円滑な社会復帰を促進するため生活相談に応じ、貸付やフードバンクの提供等の支援をします。
- ・更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動や地域連携を後方支援します。

2-3 次世代に笑顔をつなげる

(1) 地域コミュニティの充実

顔の見える地域での活動や助け合いが重要になっている現在、地域での多様な活動を行う人が子どもから高齢者まで幅広い年齢層に広がり、住民の多彩な才能を活かせるような活動を展開していきます。

そのための基盤として、自ら積極的にあいさつができることや地域住民が顔を合わせる機会が重要です。まずは隣近所の方から、お互いに顔の見える関係づくりの第一歩として自治会やボランティア団体を中心に活動支援を実施していきます。

① ボランティアの育成・活動支援

<町の取組み>

- ・町民の自ら学ぶ意欲と活動を支援するとともに、活動の機会と場を提供し各事業の充実を図ります。また、学んだ成果により地域で活躍できる場の提供も合わせて行います。
- ・生活支援サポーターを養成し、高齢者の社会参加と生活支援を結び付けた活動を推進します。
- ・ジュニアボランティア（中学生）ジュニアリーダース（高校生）の勧誘を継続して実施していきます。またその活動を支援し、次世代を担う人材育成を図ります。
- ・ボランティア団体や自治会等が行う地域活動に対し助成・支援を行います。（コミュニティ活動奨励金等）
- ・若年層も高齢者も共に地域の担い手となることができるよう、講座や事業を展開します。
- ・地域公民館や生き生き生涯学習友の会の活動等住民主体の地域づくりを支援します。
- ・情報や人材、活動支援等をつなぐ生活支援コーディネーターを育成します。

<社協の取組み>

- ・「ボランティアセンターはが」の活動を充実していきます。
- ・ボランティア団体などへの助成・支援を行ないます。
- ・気軽にはじめられる、無意識にはじめている「ちょいボラ（ちょっとボランティア）」活動を推進し、好事例を「社協だより」や「公式 LINE」、ホームページなどで活動を広めます。

- ・誰でも参加できるボランティア事業や体験会を企画し、興味関心を促す取り組みを行います。
- ・地域活動への助成・支援を行ないます。(赤い羽根共同募金助成事業)
- ・学校や自治会、サロン等に出向き福祉教育を実施し、町民の自ら学ぶ意欲と活動を支援します。
- ・子どもと大人で参加できる世代間交流事業を実施します。
- ・ボランティアの視野を広げるため、活動メニューを開発していきます。

② 居場所活動の支援

<町の取組み>

- ・参加する人も運営する人も楽しむことができる地域の居場所について、関係団体等と協力連携し、居場所の拡充を図ります。
- ・地域の居場所マップを作成し、周知共有します。
- ・生きがいサロンや介護予防教室、認知症の方やその家族が集えるオレンジカフェの運営を支援します。
- ・福祉団体への支援を行ないます。
- ・子ども第三の居場所、子どもの居場所、子育てサロン、教育支援センター等がより利用しやすくなるよう見直し実施していきます。
- ・地域サロン等の、地域の誰もが気軽に立ち寄ることができる場づくりを継続します。

<社協の取組み>

- ・居場所活動を継続する団体や新規立ち上げ団体の支援を行ないます。
- ・居場所や地域活動についての相談体制を継続します。
- ・居場所活動に関する研修会や情報交換会を開催します。
- ・福祉団体の活動支援を行ないます。
- ・障がいや心の病気を抱えた人の居場所あすなろ Café や、誰でも利用できる居場所やすらぎ Café 等、地域の誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所を継続運営します。
- ・高齢者、障がい者、子ども、若者や子育て家庭、外国人等、誰もが気軽に集い、交流できる場所をつくります。

(2) 健康づくりの推進

健康づくりの活動は、世代を超えて身近な地域で広がり、住民の社会参加の機会となり、生きがいにもつながっています。地域コミュニティを充実させていくためには、こころとからだの健康づくりが重要です。様々な状況にあっても、一人ひとりの状況に合わせて心身ともに健やかに生活できることを目指します。

取り組みについては、「芳賀町健康づくり推進計画2期計画」のとおりです。

(3) 子育て応援プロジェクト^{*9}の推進

次世代に笑顔をつなげるためには、子育て世代が地域とつながる機会や場が必要です。しかし、子育てに関する悩みを相談できない状況に置かれている人も一定数おり、子育て支援の充実、地域の活性化や地域力を高める上で大切な要素です。子ども家庭センター設置により、子どもとその家庭に妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う環境ができましたが、多様なニーズに対応できるよう母子保健と児童福祉の連携を密にし、子育て世代が安心して暮らせるまちにしていきます。

<町の取り組み>

- ・こども家庭センターに子ども家庭支援員を配置し、身近に相談できる機関として周知しより子育てしやすい町となるような仕組みづくりを検討していきます。
- ・子育て支援制度をより充実させていきます。
 - 妊娠・出産・子育て期において切れ目のない支援を実施します。
 - 子育てに課題を抱える親子に対し個別支援を充実します。
 - 認定こども園、保育園、学童保育等の運営や内容の充実を図ります。
 - 病児保育、ファミリーサポートセンター事業の周知及び利用促進に努めます。
- ・医療費助成制度を継続します。
- ・児童虐待に関する相談者や児童の思いを受けとめ、支援体制の総合調整や情報提供を行います。
- ・見守り配食サービス、子育て短期支援事業等がより利用しやすくなるよう見直し実施します。
- ・子育て家庭同士の交流の場の提供を継続して行ないます。
- ・公園や運動場等の施設は、日常点検を充実し安全に利用できるよう努めます。また、各施設の機能を発揮できる状態を維持します。

^{*9} 少子化対策につながる子育て支援や次世代を担う子どもたちへの教育内容の充実を図るプロジェクト。

<社協の取組み>

- ・学童保育事業を運営し、国の基準を上回る放課後児童支援員、障害児担当指導員等を配置し、質の高い保育を提供します。
- ・子育て世帯が気軽に利用できる子どもの居場所や子ども食堂の運営支援をします。
- ・子育て支援ヘルパー事業を運営し、課題を抱える家庭へ個別支援を行ないます。
- ・「福祉相談センターきぼう」で生活相談に応じ、貸付やフードバンクの提供等の支援をします。
- ・子育て世帯が自由に集まり、気軽に相談ができる場所をつくります。
- ・SNS等の媒体を活用し、相談を受け付けます。



子ども食堂（くれよん食堂）



学童保育（なかよしクラブ）

第 4 章

計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画は、町と社会福祉協議会が車の両輪として連携・協力を一層強化し進めていきます。そのため、随時、施策・事業の進捗等に関して情報交換や連絡調整を行ないます。

（１） 行政における体制

行政には、町民の福祉の向上を目指して福祉施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく責務・役割があります。

そのため、町民、自治会、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を推進させるための支援を行ないます。また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野、建設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

（２） 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している町民自身です。住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域社会を実現するためには、行政だけの取組では不十分であり、町民との協働が不可欠です。また、地域には多様な福祉課題があり、それらの課題に対応していくためには地域の中で活動する民生委員児童委員、ボランティア、自治会等の関係機関や団体、福祉サービス事業者や企業事業所も地域福祉の重要な担い手となります。

地域福祉を担う主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たし協働しながら計画を推進していきます。

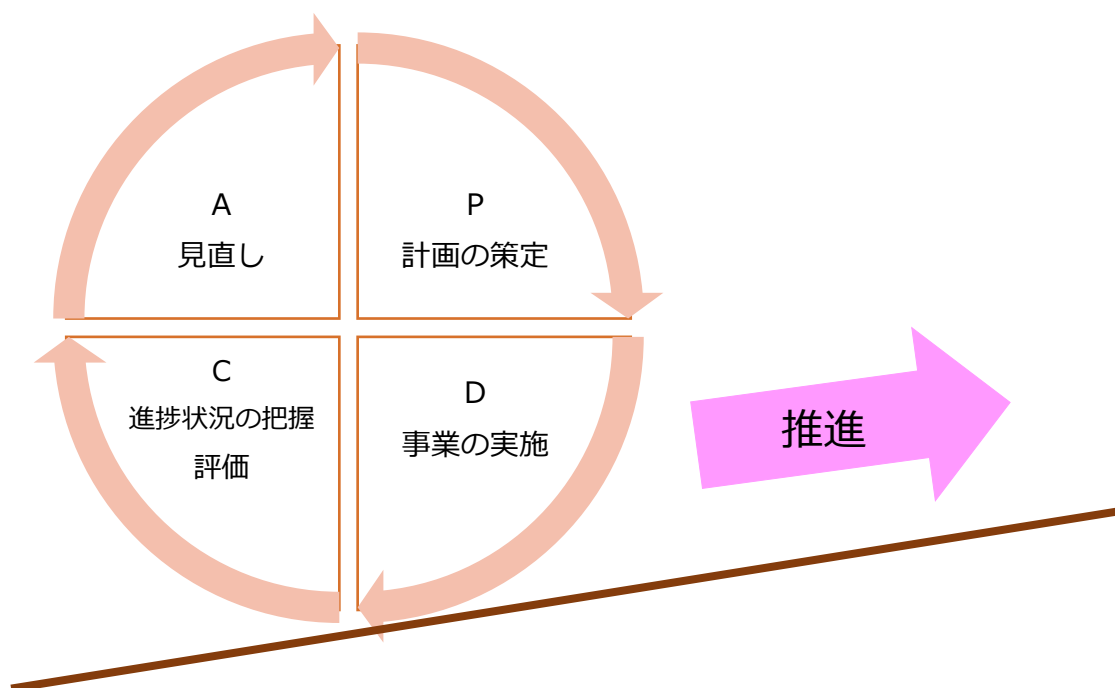
2. 計画の進捗管理・評価

本計画の進行管理については、計画に沿って事業が適切に実施されているかどうか、評価委員会を立ち上げ、年度ごとに進捗状況を把握し、目標に対する評価を実施します。評価項目と目標値は次ページ表のとおりです。

また、計画の着実な推進のため、PDCAサイクルを活用し、各施策の効果や改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図ります。

PDCA サイクル

計画を立て（Plan）、それを実行（Do）し、実行した結果を評価（Check）し、計画の改善・見直し（Act）を行うという一連の流れ



■ 評価項目と目標値

基本目標	推進施策	評価項目	目標値	実績値（R5）
ともに考えおもいに 応える	総合総合相談体制の充実	重層的相談の対応件数	20件	3件
		相談窓口の認知度 人権相談	38.0%	35.3%
		行政相談	48.0%	44.2%
		心配ごと相談	40.0%	38.4%
		消費者相談	35.0%	31.8%
		心の悩みを相談する窓口	38.0%	32.9%
		配偶者の暴力に関する相談	30.0%	23.6%
		児童虐待に関する相談	33.1%	29.1%
		高齢者虐待に関する相談	15.0%	12.4%
		認知症に関する相談	28.0%	23.3%
		障がいに関する相談	33.0%	22.5%
		権利擁護に関する相談	20.0%	7.8%
		子育て支援の総合窓口	30.0%	23.2%
	情報の提供体制の充実	福祉に関する情報がよくわかる市民の割合	37.0%	21.6%
		広報はが、芳賀チャンネルなどの広報機能が充実（NSI値）	65.0	62.9
自分らしいくらしができる	福祉教育の推進	認知症サポーター数（実）	2,000人	1,868人
		福祉講座の開催数	5回	5回
		福祉講座受講者数（延）	300人	270人
	社会参加の推進	思いやり駐車スペース利用者数（実）	90人	88人
		高齢者タクシーや福祉タクシーの利用者数	250人	208人
		福祉車両の貸出件数	150回	129回
	権利擁護事業の推進	あすてらす利用件数（実）	25件	25件
		権利擁護の相談件数	100件	89件
	見守り体制の充実	芳賀町見守りネットワーク事業参加事業者数	47社	47社
		芳賀町見守りネットワーク事業通報件数	25件	17件
		配食サービス配達食数	6,700食	6,637食
	災害支援体制の充実	支え合い活動対象者名簿掲載者数（実）	750人	552人
		防災訓練参加者数（実）	3,500人	1,401人
	再犯防止の推進	犯罪の防止活動が充実（NSI値）	61.1	57.3
次世代に笑顔をつなげる	ボランティアや地域リーダーの育成	登録ボランティア人数（実）	400人	322人
		地域ボランティア活動に参加した割合	35.0%	31.4%
		地域や市民の自主的な活動が盛んである（NSI値）	55.0	50.7
	居場所づくりの充実	生きがいサロン利用者数（延）	6,450人	2,559人
		子育てサロン利用者数（延）	9,240人	9,041人
		地域の居場所数	35か所	32か所
		地域の居場所づくりと見守り体制の整備、ボランティア育成支援などにより、地域での自主的な福祉活動が充実している（NSI値）	60.1	52.8
	健康づくりの推進	健康寿命の延伸	男性79.47歳 女性83.65歳	男性77.22歳 女性83.27歳
	子育て応援プロジェクト	保育園や学童保育、育児の支援など子育てしやすい環境が整っている（NSI値）	66.0	61.6
		子ども見守り配食サービス配達食数	600食	556食
		子育てに負担や不安を感じている人の割合	19.4%	23.4%
		妊娠届に対する支援プランの計画率	20%	25.0%

第 5 章

資 料 編

1. 策定経過

年月日	主な内容
令和5年9月28日	第1回事務局会議 ○各種調査の精査
令和5年10月12日	第2回事務局会議 ○課題抽出
令和5年10月31日	第3回事務局会議 ○課題抽出
令和5年11月22日	第4回事務局会議 ○課題整理
令和5年12月15日	第5回事務局会議 ○課題のまとめ
令和6年1月18日	第6回事務局会議 ○今後のスケジュール、各委員について
令和6年2月28日	第7回事務局会議 ○基本理念と基本目標
令和6年4月22日	第8回事務局会議 ○今後のスケジュール
令和6年5月16日	アドバイザー打合せ
令和6年5月21日	第9回事務局会議 ○課題からの考察
令和6年6月3日	第10回事務局会議 ○課題からの考察
令和6年6月10日	第11回事務局会議 ○素案作成
令和6年6月25日	第12回事務局会議 ○素案作成
令和6年7月10日	第13回事務局会議 ○素案修正、委員会タイムスケジュール
令和6年7月22日	第14回事務局会議 ○第1回策定委員会・第1回検討部会および研修会の進行確認
令和6年7月23日	第1回策定委員会・第1回検討部会 ○趣旨・概要・スケジュールについて審議 ○研修会
令和6年7月29日	第15回事務局会議 ○第2回検討部会に向けて
令和6年8月6日	住民ワークショップ
令和6年8月9日	第16回事務局会議 ○住民ワークショップのまとめ
令和6年8月19日	第16回事務局会議

	○第2回検討部会に向けて素案修正
令和6年8月26日	第2回検討部会 ○課題共有、素案についての意見交換及び審議
令和6年9月6日	第17回事務局会議 ○第2回策定委員会に向けて
令和6年9月19日	第2回策定委員会 ○検討部会の報告及び検討部会での意見を反映した素案の審議
令和6年10月1日	第18回事務局会議 ○第3回検討部会に向けて
令和6年10月11日	第3回検討部会 ○策定委員会及び検討部会での意見を反映した素案の審議
令和6年11月5日	第19回事務局会議 ○第3回策定委員会に向けて
令和6年12月10日	第3回策定委員会 ○検討部会の報告及び検討部会での意見を反映した素案の審議
令和6年12月13日	第20回事務局会議 ○策定委員会での意見を反映した素案の修正
令和7年1月16日	第21回事務局会議 ○策定委員会での意見を反映した素案の修正
令和7年2月10日～3月12日	パブリックコメントの実施
令和7年3月	計画書印刷・製本



事務局会議



2. 設置要綱及び策定委員、検討部会委員名簿

(1) 芳賀町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的推進を図る芳賀町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に進めるため、芳賀町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の総合的な検討調整に関すること。
- (2) 計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 前項に掲げるもののほか、計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第7条 委員会に、具体的な実務の検討を行うため、検討部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(2) 芳賀町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人芳賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、社会福祉法第109条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画となる芳賀町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定及び推進をするため、芳賀町地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動計画の策定に関すること
- (2) 活動計画の推進に関すること

(組織)

第3条 推進委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、芳賀町の策定する地域福祉計画の整合性を図るため地域福祉計画策定委員を充て、本会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から策定する活動計画の期間が終了する年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 推進委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第7条 推進委員会に、具体的な実務の検討を行うため検討部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、令和6年7月1日から適用する。

(3) 芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

No.	所 属	氏 名
1	宇都宮短期大学 教授	宮脇 文恵
2	芳賀町議会教育民生常任委員会 委員長	杉田 貞一郎
3	芳賀町民生委員児童委員協議会 会長	江羅 和夫
4	芳賀町社会福祉協議会 会長	綱川 文世
5	町高齢者施設代表（はがの杜）	古口 道子
6	芳賀郡障害児者相談支援センター センター長	石崎 智
7	芳賀町自治会連合会 会長	水沼 一彦
8	芳賀町地域公民館連絡協議会 会長	七井 敏明
9	芳賀町医師会 会長	松谷 篤
10	芳賀町校長会 代表	津村 勝之
11	祖母井保育園 園長	土屋 歩
12	公募委員	大根田 和久
13	公募委員	岩崎 恵
14	県東健康福祉センター 総務企画課長	小堀 弘人

(4) 芳賀町地域福祉計画策定検討部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 芳賀町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、芳賀町地域福祉計画策定検討部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 芳賀町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)で検討する資料の作成
- (2) 委員会で検討する計画の素案の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会から指示のあった作業
- (4) 委員会への作業結果の報告
- (5) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長及び副部会長は部会員の互選とする。

3 部会員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 教育行政関係者
- (4) 公募による者
- (5) 各種団体関係者
- (6) 町職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその進行を行う。

(意見の聴取等)

第6条 部会長は、部会において必要があると認めるときは、部会員以外の出席を求め、その意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

前 文(抄)(平成29年3月8日告示第47号)

令和6年4月1日から適用する。

(5) 芳賀町地域福祉活動計画策定検討部会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人芳賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、芳賀町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定にあたり必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、芳賀町地域福祉活動計画検討部会（以下「検討部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討部会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 芳賀町地域福祉活動計画推進委員会で検討する資料及び活動計画素案の作成
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会から指示のあった事項
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 検討部会は、40名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、芳賀町の策定する地域福祉計画の整合性を図るため地域福祉計画検討部会委員を充て、本会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から活動計画が策定するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 検討部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討部会の会議は、必要に応じて会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討部会の庶務は、本会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成26年10月1日から適用する。
この要綱は、令和6年7月1日から適用する。

(6) 芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定検討部会員名簿

No.	所 属	氏 名
1	宇都宮短期大学 教授	宮脇 文恵
2	芳賀町民生委員児童委員協議会 副会長	井本 正司
3	芳賀町民生委員児童委員協議会 副会長	加藤 春江
4	芳賀町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	大島 明子
5	芳賀町シニアクラブ連合会 会長	塩田 富夫
6	芳賀町身体障害者福祉会 会長	阿久津 克美
7	芳賀町手をつなぐ親の会 副会長	綱川 明美
8	ボランティアセンターはが運営委員長	七井 章治
9	町障害者施設代表（けやき作業所）	竹田 雅子
10	町高齢者施設代表（はがの杜）	櫻井 康裕
11	町保育園代表（祖母井保育園）	鯉淵 紀子
12	NPO 法人代表（H i n a t a）	酒井 和夫
13	芳賀町自治会連合会 副会長	黒崎 静夫
14	芳賀町商工会青年部 部長	宮川 孝司
15	芳賀町消防団 団長	関口 正人
16	祖母井駐在所	田中 康博
17	芳賀郡障害児者相談支援センター	大木 一弘
18	芳賀町社会福祉協議会 副会長	手塚 久美子
19	公募	大根田 和久
20	公募	岩崎 恵
21	総務課 地域安全対策係 係長	中上川 了
22	企画課 みらい創生係 課長補佐兼係長	高松 克孔
23	生涯学習課 生涯学習係 課長補佐兼係長	吉葉 康弘
24	子育て支援課 児童保育係 課長補佐兼係長	磯 ひろみ
25	子育て支援課 児童福祉係 係長	山中 夏子
26	健康福祉課 介護保険係 係長	小林 知明
27	健康福祉課 地域包括支援センター係 課長補佐兼係長	荻野 治美

3. 社会福祉法より抜粋

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を經營する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

第一節 包括的な支援体制の整備

(地域子育て支援拠点事業等を經營する者の責務)

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を經營する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業

二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを經營する事業

三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、

地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第二節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第一百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第3次 芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月日：令和7年3月

発行：芳賀町 健康福祉課

社会福祉法人 芳賀町社会福祉協議会

■ 芳賀町 健康福祉課

所在地 〒321-3392 芳賀郡芳賀町大字祖母井 1020

電話 028-677-1112 F A X 028-677-2716

U R L <http://www.town.tochigi-haga.lg.jp>

■ 社会福祉法人 芳賀町社会福祉協議会

所在地 〒321-3307 芳賀郡芳賀町祖母井南一丁目6番地1

電話 028-677-4711 F A X 028-677-4732

U R L <http://schit.net/hagamachi-shakyo/>